

秩父市

# 緑の基本計画



令和 5 年 5 月





# 目次

|            |                            |           |
|------------|----------------------------|-----------|
| <b>第1章</b> | <b>秩父市と「緑の基本計画」</b>        | <b>2</b>  |
| 1.         | 秩父市の「自然」と「みどり」と「緑の基本計画」    | 2         |
| 2.         | 計画の位置づけ（上位・関連計画）           | 3         |
| 3.         | 目標年次・期間                    | 3         |
| 4.         | 対象区域                       | 4         |
| 5.         | 緑化・保全の対象となる緑・緑地について（用語の定義） | 5         |
| <b>第2章</b> | <b>秩父市の「緑地」の現状と課題</b>      | <b>7</b>  |
| 1.         | 秩父市の現況                     | 7         |
| 2.         | 秩父市の緑地の現況                  | 21        |
| 3.         | 市民意向                       | 37        |
| 4.         | 緑の課題                       | 40        |
| <b>第3章</b> | <b>緑地の保全及び緑化の目標</b>        | <b>44</b> |
| 1.         | 緑の将来像                      | 44        |
| 2.         | 緑の基本方針                     | 45        |
| 3.         | 目標数値の設定                    | 49        |
| <b>第4章</b> | <b>緑地の保全及び緑化の推進のための施策</b>  | <b>52</b> |
| 1.         | 推進施策の体系                    | 52        |
| 2.         | 施策の展開                      | 53        |
| 3.         | 「第75回全国植樹祭」主会場：秩父ミューズパーク   | 65        |
| <b>第5章</b> | <b>計画の推進方策</b>             | <b>66</b> |
| 1.         | 計画の推進体制                    | 66        |
| 2.         | 計画の進行管理                    | 67        |
| <b>第6章</b> | <b>資料集</b>                 | <b>68</b> |
| 1.         | 策定体制・経緯                    | 68        |
| 2.         | 参考資料                       | 69        |

## 第1章 秩父市と「緑の基本計画」

### 1. 秩父市の「自然」と「みどり」と「緑の基本計画」

秩父市は埼玉県北西部に位置する自然豊かな「まち」です。

市域の大部分は秩父多摩甲斐国立公園をはじめとする広大な森林に覆われ、この地に住む私たちに様々な恵みをもたらしてきました。

この「**自然**」は、水源をかん養し災害を防ぐ緑のダム・グリーンインフラとして、また地球温暖化防止に役立つ我が国の生物多様性の宝庫として国民的・世界的財産と呼ぶべきものにまで高められ、保全の対象として自然公園法や森林法、農業振興地域の整備に関する法律など、それぞれの法律に基づいて守られ・活用されています。

しかし、自然公園地域でも森林地域でも農業振興地域でもない、多くの市民が住む「まち＝都市」のすぐそばにある「**みどり**」はどうでしょうか。秩父市の中心市街地は地域最大の「まち」として早くから都市化が進む地域でした。そのため、周囲には緑や自然があふれるものの市街地には「緑が少ない」「公園が少ない」とよく言われます。

国は「**みどり**」を『物理的・空間的機能や効果だけでなく、良好な景観や地域の歴史・風土、生活文化の形成や自然観、郷土愛の醸成等、国民の精神性や満ち足りた幸福感、心身の健康の向上など多くの価値観を包含する包括的な概念をより強く込めた言葉として、「みどり」という言葉を用いる』<sup>1</sup>とし、私たちが安全で、幸福な暮らしを続けていくために必要不可欠なものと定義しています。

秩父の「自然」や「文化」を求め、大都市から多くの観光客が訪れるようになりました。いまや観光業は秩父地域を支える主要な産業の一つです。今後これら来訪者に向けて、秩父市の特徴でもある「みどり」をまちなかに配置することや、空き地・空き家を活用して移住・定住人口を増やすこと、子育て世代に向けて身近なオープンスペースを確保し住環境の向上を図ることはとても有意義なことではないでしょうか。

『**秩父市緑の基本計画**』は、人口減少・少子高齢化する社会にあって、まちの再生を図りながら、地域を特徴づける雄大な「**自然**」とすぐそばにある「**みどり**」を結び付け、様々な人々が秩父の「**緑とオープンスペース**」を守り育て・使うための基本方針です。

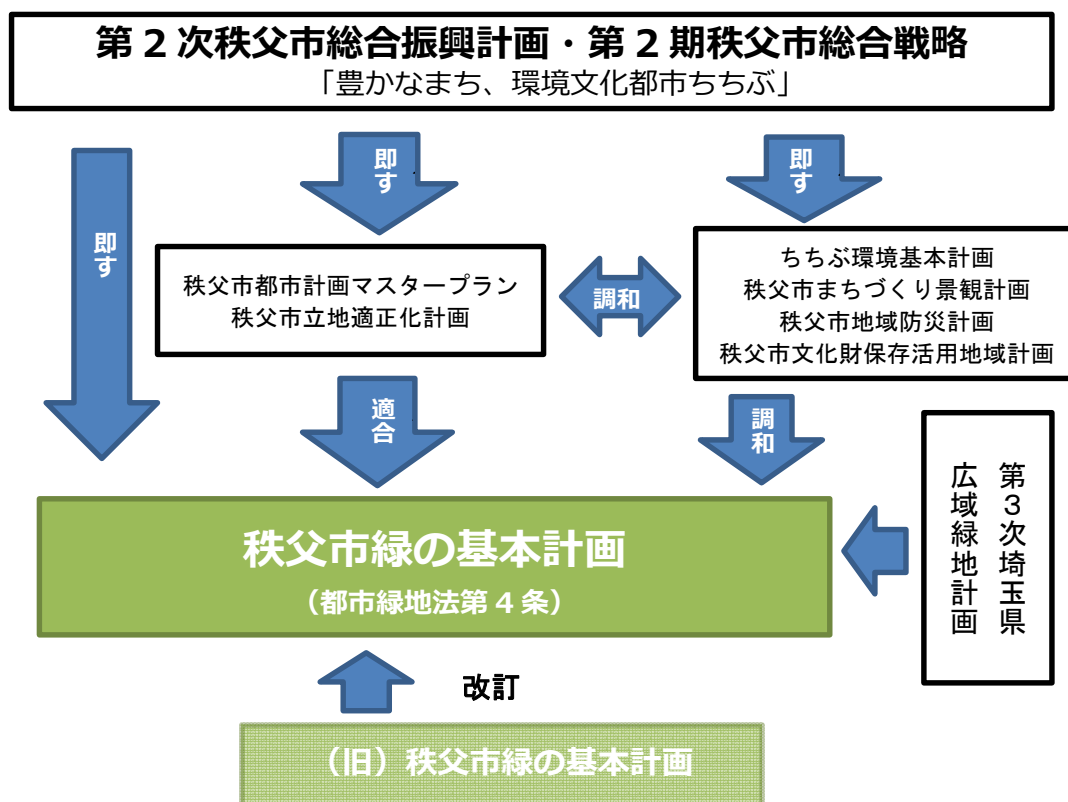
---

<sup>1</sup>「新しい時代における「みどり」の整備・保全・管理のあり方と総合的な施策の展開について」（2007（平成19）年6月社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会報告）

## 2. 計画の位置づけ（上位・関連計画）

「緑の基本計画」は「都市緑地法」に基づく法定計画であり、「秩父市総合振興計画」のもと、「秩父市都市計画マスタープラン・立地適正化計画」に適合しつつ関連する分野別計画とともに「**緑とオープンスペース**」の保全や活用に取り組むための計画です。

秩父市は、2005（平成 17）年 4 月 1 日に（旧）秩父市・吉田町・大滝村・荒川村の 1 市 1 町 2 村の合併により新たな秩父市となりましたが、このうち都市計画区域を有するのは旧秩父市のみであり、緑の基本計画を策定していたのも旧秩父市のみであったことから、2001（平成 13）年に公表された（旧）秩父市「緑の基本計画」を前回計画とし、本計画はその改訂版となります。



## 3. 目標年次・期間

目標年次については、計画期間を 20 年（2042（令和 24）年まで）とし、国勢調査・都市計画基礎調査などの大規模調査を踏まえた PDCA サイクルを 5 年ごとに実施し、有識者委員会等に報告しつつ、大きな乖離が生じた場合には必要に応じて計画を見直します。

## 4. 对象区域

前述のように、「緑の基本計画」は「都市緑地法」に基づく法定計画であり、ここにおける「都市」とは「都市計画区域」を指します。

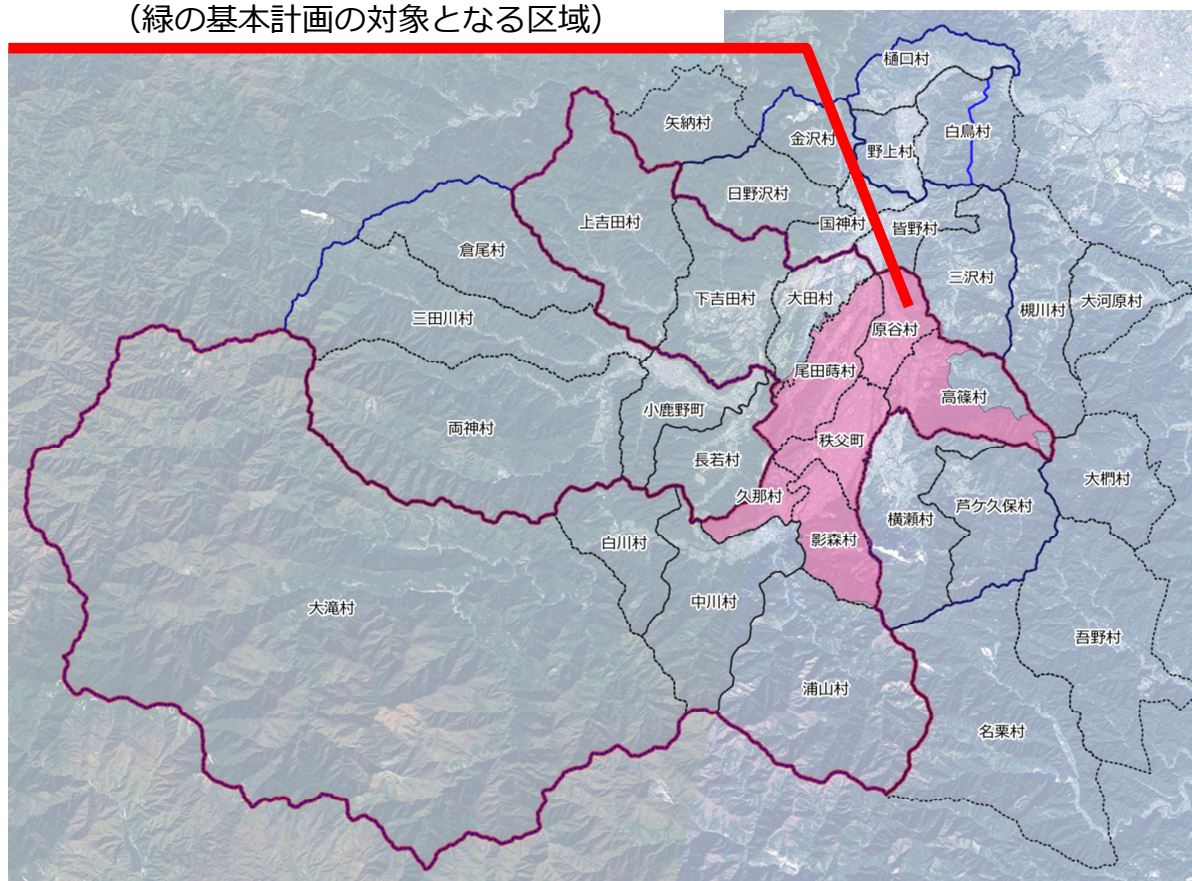
秩父市の都市計画区域は合併以前の秩父市の一部分のみであり、市域の約 10%程度です。(6,635 / 57,783ha)

「秩父市緑の基本計画」においては、法令のとおり都市計画区域のみを対象としますが、本市は県内最大の面積と森林を有し、自然公園地域、自然環境保全地域、森林地域など所管官庁が異なる法規制が様々な重複しています。

このことから、市域におけるこれらの関係性や行為規制（法令上の制限）について整理し、地域の自然を保全・活用する取り組みであるジオパーク秩父や甲武信ユネスコエコパークなどについても一部言及します。

## 秩父市の都市計画区域

(緑の基本計画の対象となる区域)



赤線：秩父市の行政界、青線：秩父地域の行政界、黒点線：1920（大正9）年における秩父郡の行政界

下図：国土地理院全国写真（シームレス）

## 5. 緑化・保全の対象となる緑・緑地について（用語の定義）

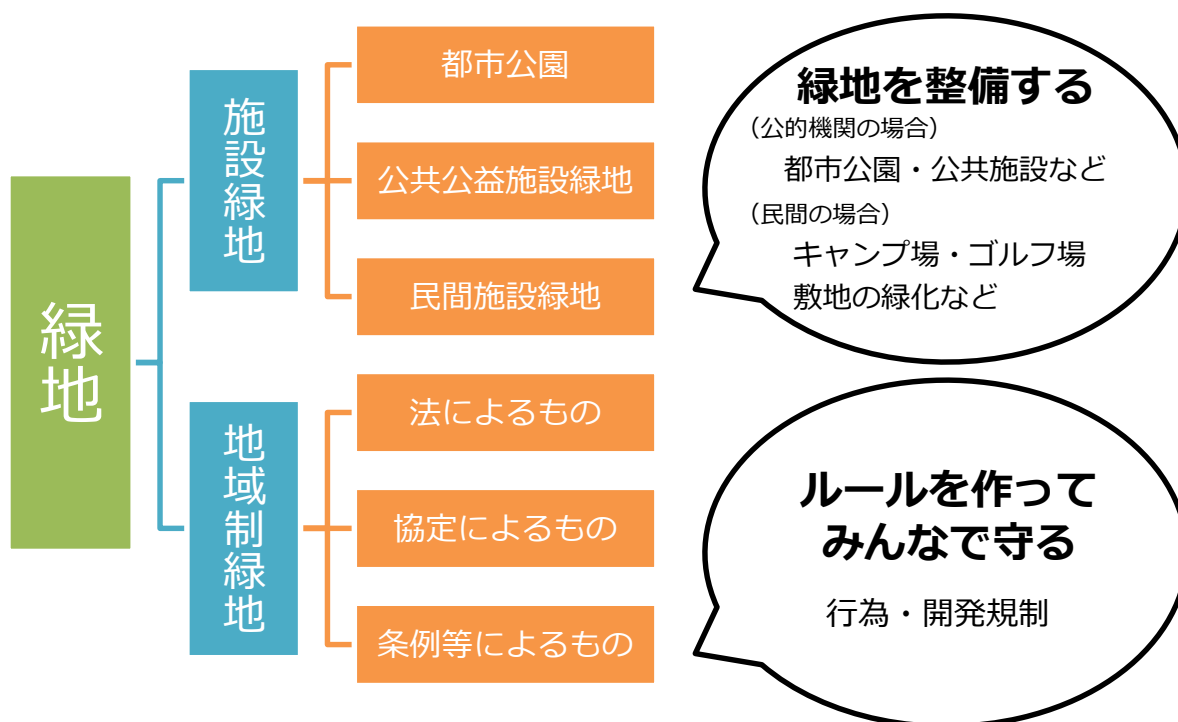
### （ア）「緑地」と「緑とオープンスペース」の定義

「緑の基本計画」の根拠法令である「都市緑地法」において、緑地は以下のよう  
に定義されています。

#### 都市緑地法第3条第1項

この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地もしくは  
その状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独でもし  
くは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となっ  
て、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

この「緑地」には秩父ミュージックパークや羊山公園などの都市公園・その他のグラ  
ウンドなども含まれ、法整備を分類し体系化すると以下ようになります。



国土交通省が 2016 年に公表した報告書<sup>2</sup>においては、この体系化された「緑地」を「緑とオープンスペース」という一語によって定義するとともに、緑の基本計画を都市における緑とオープンスペースに関する総合的な計画と位置付けています。

### (イ) 「自然」と「みどり」と「オープンスペース」の定義

豊かな水と緑に恵まれた本市においては、都市の緑だけでなくその外側にある緑をどのように保全・維持管理していくかということも重要な視点です。

そこで、本計画においては前頁で定義された「緑とオープンスペース」（＝「緑地」）を、「緑」と「オープンスペース」に分け、さらに「緑」を保全すべき「自然」と創出すべき「みどり」に分けて以下のように定義します。

#### 国土交通省の定義

## 「緑 と オープンスペース」 (＝緑地)

#### 秩父市緑の基本計画の定義

### 自然

**保全すべき**  
生物多様性、  
地質・地形な  
ど

### みどり

**創出すべき**  
都市や住宅地の  
近くにあって市  
民の生活を豊か  
にする緑

### オープンスペース

**建築物に覆われていない空間**  
公園・緑地・街路・河川敷・公共施設  
の空地部分など（誰もが利用できる公  
的（＝パブリック）な性質を持った）  
建築物に覆われていない空間

<sup>2</sup>「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について・新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終報告書」国土交通省都市局公園緑地・景観課（2016（平成 28）年）



## 第2章 秩父市の「緑地」の現状と課題

### 1. 秩父市の現況

#### (ア) 位置と地勢

本市は埼玉県の西端にあって、群馬県、長野県、山梨県、東京都と接し県内最大の面積（577.83k㎡）を有する自治体です。市域の約87%は森林で、水面を含む約94%が自然地という緑に恵まれた環境下にあります。可住地は少なく、荒川が形成した河成段丘である小さな盆地の上に市街地が形成されています。

気候は太平洋側内陸性気候に属しおおむね温暖ですが、盆地であるため寒暖の差が大きく、山地では夏季に雷雨が多く発生し降水量も多く、山岳地方では冬季にはかなりの積雪となります。

本市の緑を広域的に俯瞰すると、広大な山林が埼玉県における「緑の核（コア）」・塊のようであり、水源かん養や生物多様性の保全等多くの機能を有するとともに石灰岩の採掘や林業などが営まれています。

また、東京・池袋まで電車で80分という好立地を活かし、秩父多摩甲斐国立公園をはじめとする自然公園、芝桜で有名な羊山公園などの都市公園、荒川の河川空間、民間のキャンプ場、数多くの景勝地が首都圏のレクリエーション地となって地域経済の活性化に寄与しているほか、防災の観点からも近年激甚化する水災害から首都圏を守る緑のダムとして重要な役割を担っています。

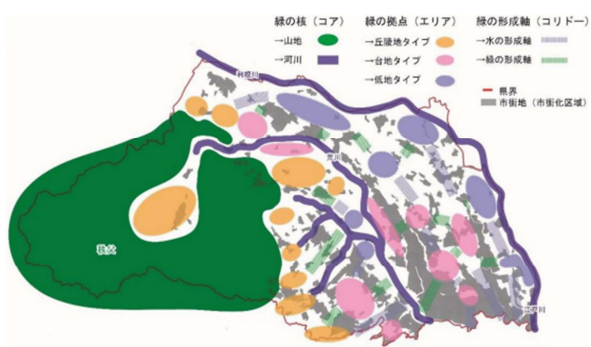
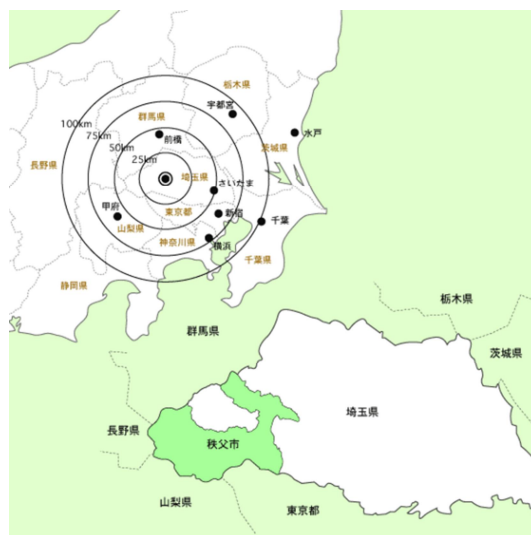


図23 緑のネットワーク形成概念図

出典：第3次埼玉県広域緑化計画 p. 26

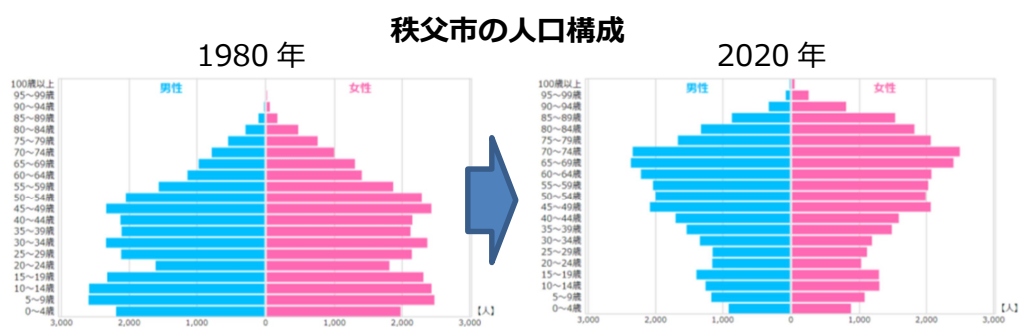
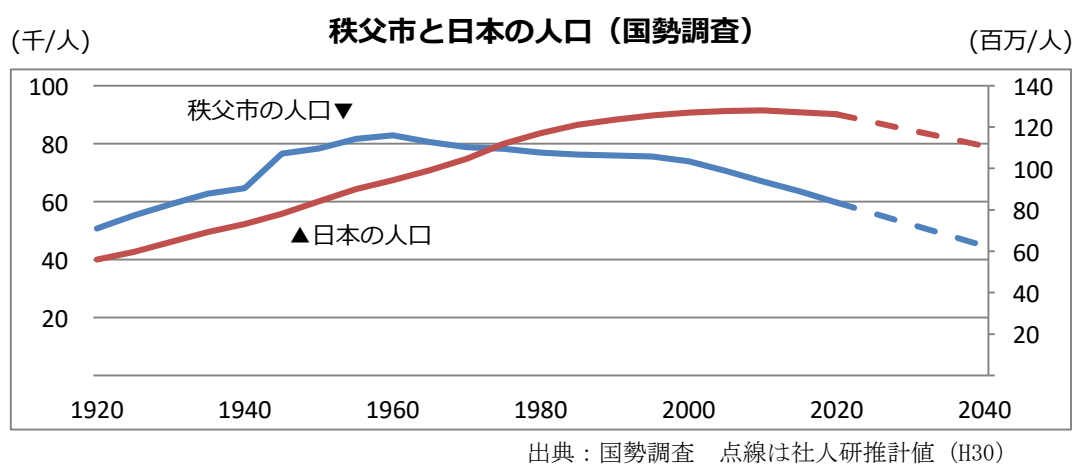


1947（昭和22）年カスリーン台風の被害を受け、「荒川総合開発計画」によって事業化された二瀬ダム（写真は国交省二瀬ダム管理所HPより）

## (イ) 人口

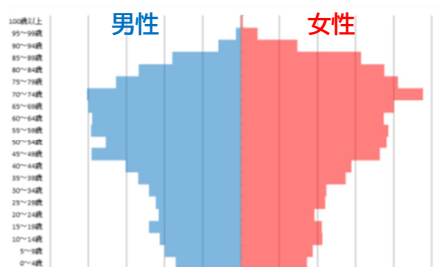
2020（令和2）年国勢調査人口は59,674人であり、1960年代をピークに減少を続けています。かつての秩父市経済を支えた繊維・鉱工業の衰退とともに東京近郊への転出超過がはじまり、市内部においては地価の高い中心市街地から市街地近郊に人口が流出するドーナツ化現象と山間地の人口減少が同時に進行してきました。

しかし、直近の国勢調査では今まで人口が増加してきた影森、大野原といった新興住宅地においても人口減少傾向が鮮明になっています。高齢化率は34%と全国平均28.7%に比較して高く、2040（令和22）年には4.5万人を割り込むと予測されています。また、大滝地区など山間地においては高齢者のみで構成される世帯が非常に多く、多くの集落で今後数十年の間に無居住化することが懸念されています。

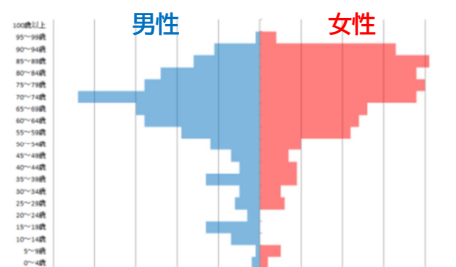


出典：（上）総務省統計ダッシュボード、（下）国勢調査結果をもとに秩父市都市計画課作成

中央地域 2020 年（22,006 人）



大滝地域 2020 年（594 人）



出典：中央地域は旧秩父町の区域（p.5 図参照）から別所を除いたもの

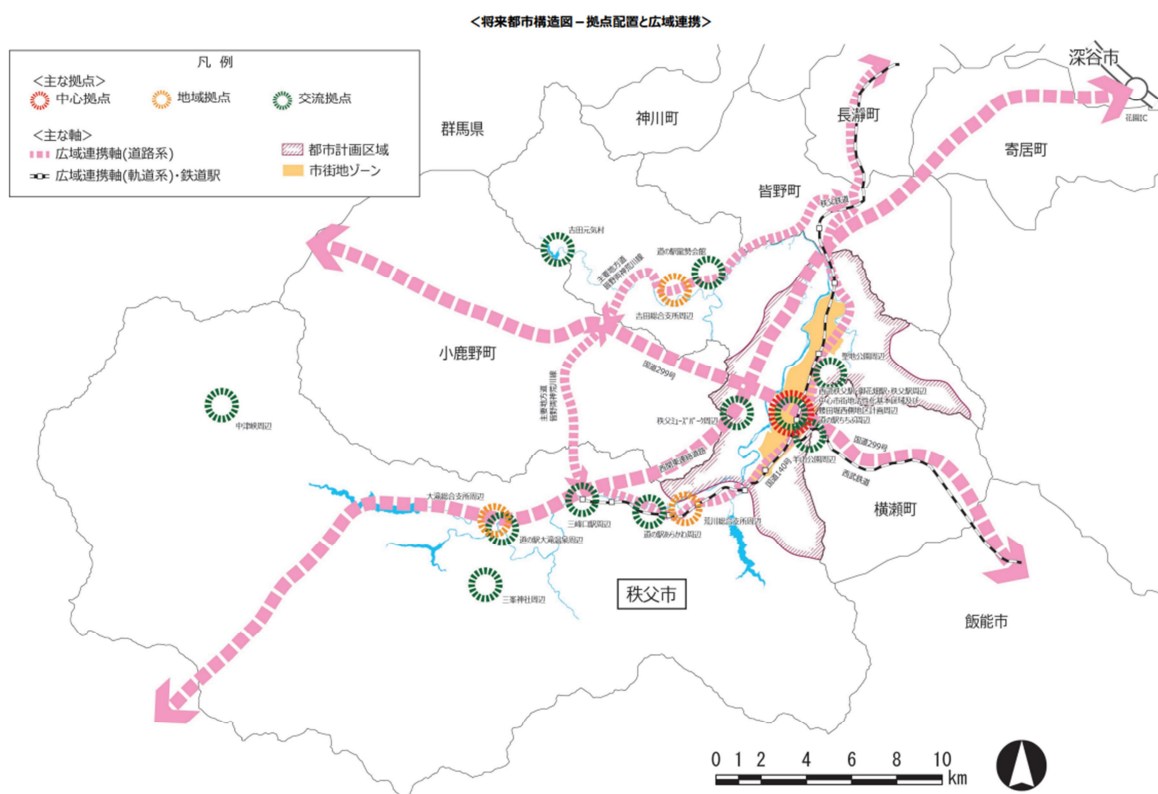


## (ウ) 交通（道路・鉄道・公共交通網の現況）

道路においては、市域を南北に貫くように一般国道 140 号が熊谷・甲府方面に、299 号が飯能・長野方面に通じています。また、国道 140 号バイパスとして地域高規格道路西関東連絡道路の整備が順次進められており、皆野寄居バイパス、秩父皆野バイパスが供用開始され、現在は大滝トンネルが事業中です。2027（令和 9）年以降には山梨県中央市付近にて（仮）リニア中央新幹線新駅の開業が予定されており、西関東連絡道路は北関東からの最短アクセス路となります。また、2022（令和 4）年には秩父皆野バイパスから秩父ミュージアパークの地下をトンネルで抜け秩父市街地へと直結する長尾根バイパスの事業化が決定し、今後 10 数年の間に関越自動車道路へのアクセスは劇的に改善することが見込まれています。

鉄道においては、秩父鉄道と西武鉄道の 2 路線があり、秩父鉄道は熊谷方面へ、西武鉄道は所沢・池袋方面へとつながり、学生や多くの観光客の交通手段になっています。秩父鉄道には SL パレオエクスプレス、西武鉄道には特急 Laview があり、多くの観光客に親しまれているほか、秩父鉄道ではたくさんの石灰石を積んだ貨物列車が熊谷方面に走っていくのを見かけることができます。2022（令和 4）年には秩父市地域公共交通計画を策定し、「市民や観光客に選ばれる持続可能な地域公共交通の実現」に向けた取り組みを始めています。

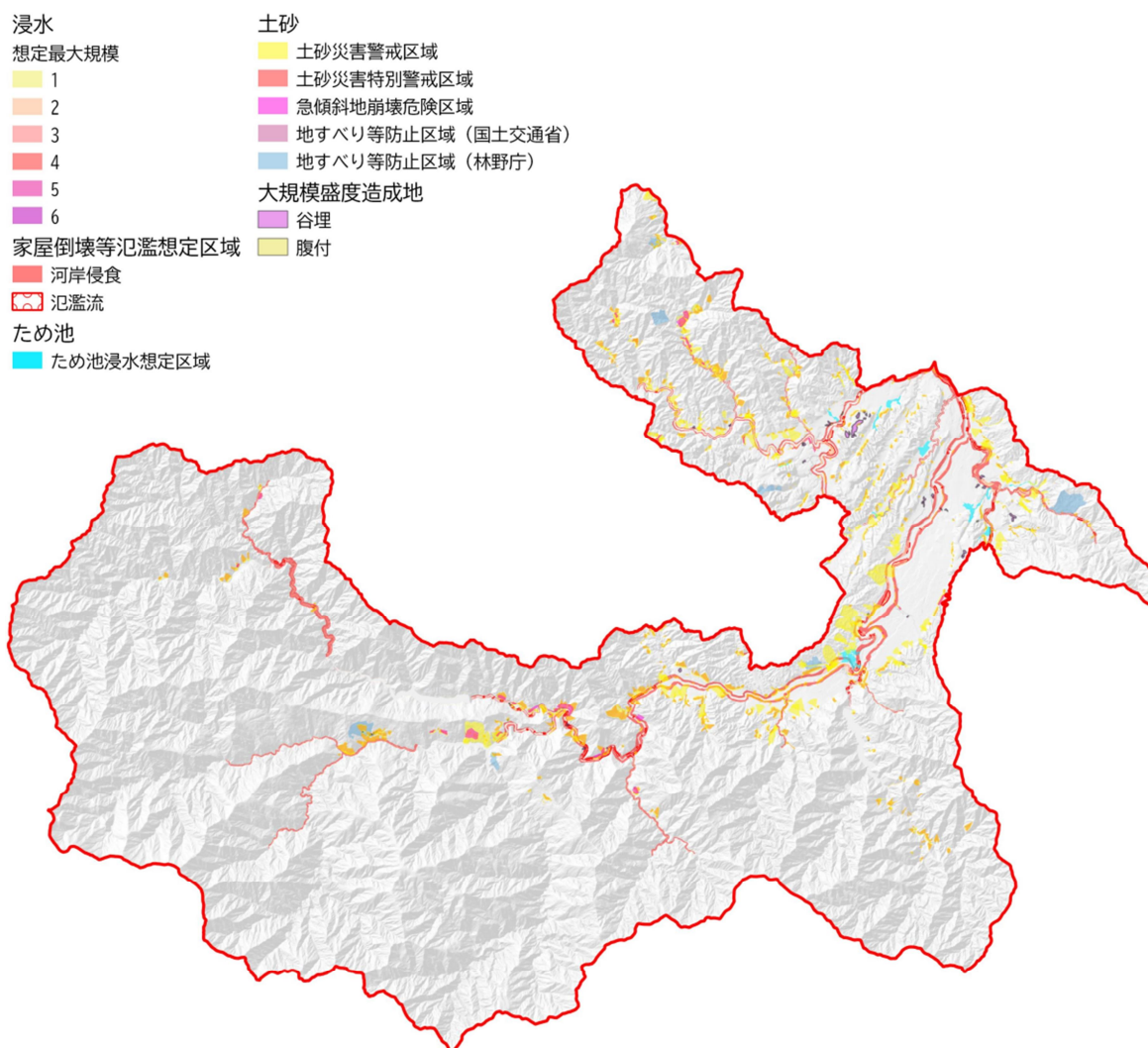
### 秩父市都市計画マスタープラン将来都市構造図



## (エ) 災害リスクの現況

地震については、埼玉県地震被害想定調査被害分布図において最も強い影響がある関東平野北西縁断層帯地震においても震度 5～6 程度と予測されており、他地域と比べ被災リスクは低めとなっているほか、内陸部にあり南海トラフのような津波災害の恐れ也没有。また、市街地が荒川が形成する河成段丘の段丘面にあるため、想定最大規模（L2）降雨にあっても浸水想定区域は限定的です。

ただし、こうした地域の地形を特徴付ける河成段丘や山岳地帯はいずれも急峻であり、各地で地すべり・土砂崩落のリスクが存在します。2022（令和 4）年 9 月には、大滝中津川地区の大滑ロックシェッド付近で土砂崩れが発生し、その先にある中双里地区・中津川地区が一時孤立する事態が生じています。

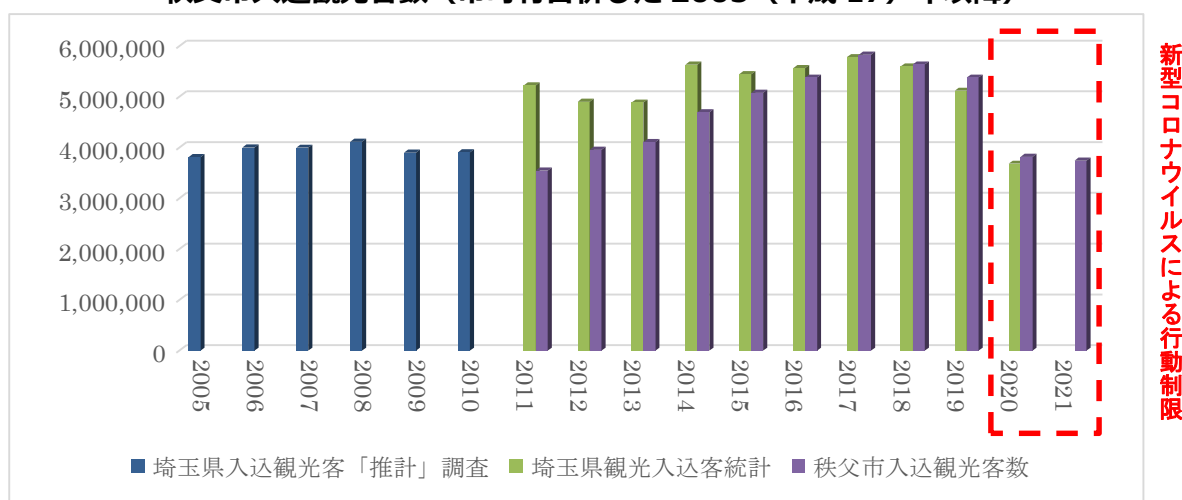


## (オ) 産業・観光

秩父地域はかつて繊維業や林業によって栄えた地域であり、商業機能を担う市のあった大宮郷を中心に市街地が発展、鉄道が敷設された大正期から高度経済成長期にかけてはセメントを中心とする鉱業が盛んとなりました。しかし、今日の雇用の多くは電子機械を中心とする製造業や医療福祉、観光業に移り変わっています。

また、近年のSDGsやエコツーリズムといった機運の高まりが、ジオパーク秩父・甲武信ユネスコエコパークという形となり、各地で地域の自然・文化遺産を地域活性化に繋げる取り組みが行われています。

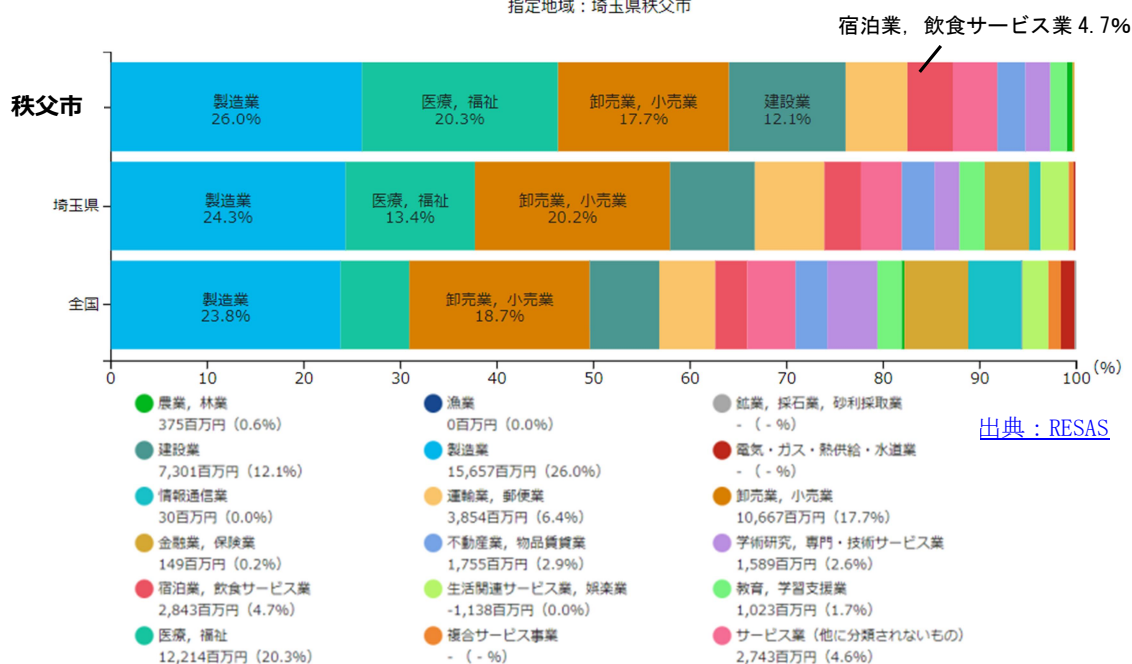
秩父市入込観光客数（市町村合併した2005（平成17）年以降）



出典：埼玉県観光入込客統計、秩父市観光課

## 付加価値額(企業単位) 2016年 = (GDP)

指定地域：埼玉県秩父市



## (カ) 景観

本市は 2007（平成 19）年に景観法に基づく景観行政団体に移行し、秩父市まちづくり景観計画に基づく景観形成に努めています。ここでは、基本目標を「豊かな森林環境に抱かれ、歴史・文化が息づく個性あふれる景観を創出する」とし、主に建築面積 500 ㎡を超える建築物に対する色彩制限による景観誘導を図っています。また、市内中心部の本町・中町を景観重点地区に指定し、より細やかな届出基準とデザインコード、補助金の交付によって、旧秩父往還の賑わいやまちなみを後世に残そうとしています。

| まちづくり景観計画                                                                                                                                                                                                                                                                   | 本町・中町重点地区計画                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                        |
| 色彩基準への適合                                                                                                                                                                                                                                                                    | デザインコードへの適合                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>&lt;届出対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・階数が 3 階以上もしくは延べ面積が 500 ㎡を超える建築物</li> <li>・高さが 15m を超える工作物</li> </ul> <p>&lt;地域区分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地地域（用途地域内）</li> <li>・田園市域（都市計画区域内用途指定なし）</li> <li>・農山村地域（都市計画区域外）</li> </ul> | <p>&lt;届出対象&gt;</p> <p>（先行地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延べ面積 10 ㎡を超える建築物</li> <li>・高さが 4m を超える工作物</li> </ul> <p>（重点地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・階数が 3 階以上もしくは延べ面積が 150 ㎡を超える建築物</li> <li>・高さが 10m を超える工作物</li> </ul> |

景観法に基づく届出においては、秩父の特徴的自然景観である山並みにおいても配慮項目が設けられているほか、2019（平成 31）年に都市計画決定された腰田堀西側地区計画において道の駅ちちぶから秩父市のランドマークである武甲山への視線が遮られないよう配慮することとされています。

広大な秩父市内には、個性の異なる自然・歴史遺産が数多く残されています。秩父市まちづくり景観計画では景観重点地区計画を数多く設定し、これらの多様な個性を後世に伝えることを目標としています。



## (キ) 脱炭素社会の実現に向けた取組みの状況

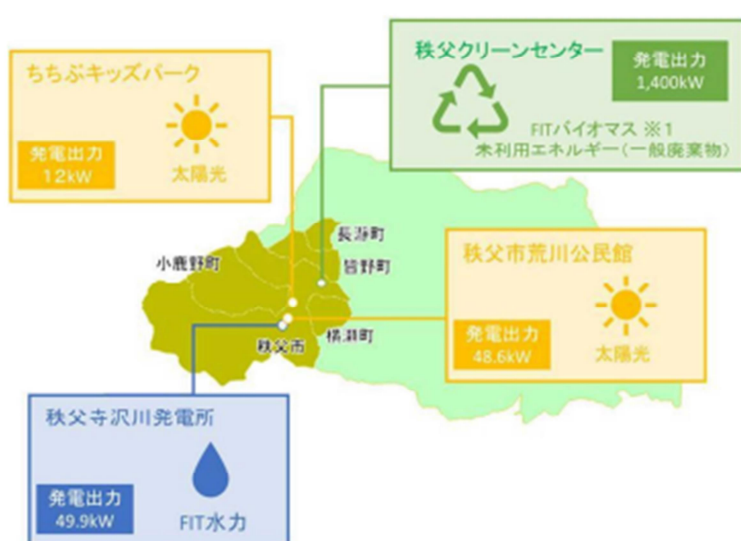
本市は2019（令和元）年12月に2050年に市域のCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に取り組むことを県内の自治体で初めて宣言しました。市ではゼロカーボンシティの実現に向け、「秩父市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」に基づき、各種の脱炭素施策を推進しています。

代表的な施策の一つとして、市が出資する地域新電力会社「秩父新電力株式会社」を設立し、「再生可能エネルギー由来電力の地産地消」を図っています。同社では、地域内のごみ処理バイオマス発電・太陽光発電・小水力発電を中心に活用し、CO<sub>2</sub>排出係数の低い電力や実質再エネ100%の電力を供給しています。

一方、太陽光発電の急速な普及に伴い、全国各地で自然環境・生活環境に影響を及ぼす事例が見られるようになったことを受け、地域の環境に調和した適正かつ適切な施設整備を促すため、県内の自治体では初めて太陽光発電事業に関するガイドライン及び要綱を2016（平成28）年度に策定しました。

そのほか、二酸化炭素の吸着源として秩父の緑・森林を活用するため、定住自立圏事業として秩父地域森林林業活性化協議会（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）を組織し、森林保全、林業振興、木材利用を通じて脱炭素社会の実現を目指しつつ、「地域を元気にする＝私たち自身が豊かになる」ための取組みを行っています。

こうした「創エネ」や「林業再生」により、市特有の豊かな自然と景観に配慮しつつ、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組みが行われています。



秩父新電力㈱が活用する地産の再生可能エネルギー



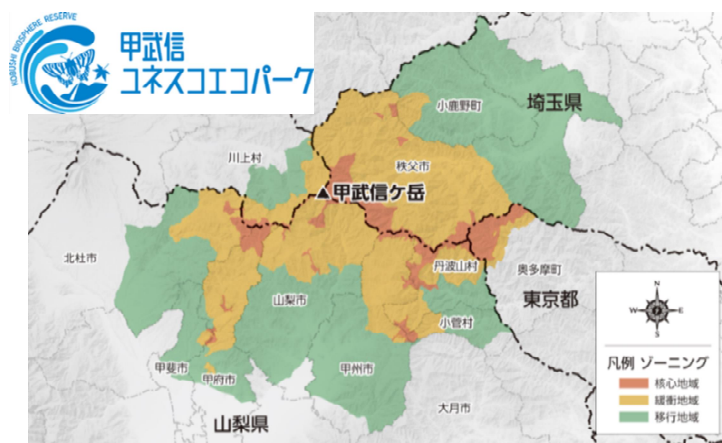
秩父新電力㈱会社ロゴマーク

## (ク) 生物多様性・地質保全の状況

本市は四方を自然公園に囲まれ、生物多様性・地質の観点からも非常に重要な地域です。地形的にも低山帯から亜高山帯まで 2,000m 以上の高低差がみられ、荒川が形成する河成段丘、武甲山に代表される石灰岩地、鍾乳洞など特有の自然景観のほか、広大な森林には様々な動植物が生息し、発見記録の限られた希少種や絶滅危惧種なども確認されています。

このような中で、本地域ではこれらの生物の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的とする『甲武信ユネスコエコパーク』、地質の希少性を保全しつつもヒトとの関わりを通じて持続可能な発展や地域活性化を目的とする『ジオパーク秩父』という二つの取り組みが行われています。

甲武信ユネスコエコパークとは、秩父多摩甲斐国立公園を中心とする 1 都 3 県にまたがって自然環境の保全と調和した持続可能な発展を念頭においた取り組みです。



ジオパーク秩父は、秩父地域 1 市 4 町を対象エリアとし、地球の約 3 億年の記憶を残す多様な地質の上で育まれた豊かな自然、そして人々の歴史・文化・産業が密接に関わっていることに着目して、秩父地域を深く理解し、保全と活用を行うプログラムです。近年は、サステナブルツーリズム（持続可能な観光）の取り組みも進み、ツアーコンテンツの開発

やジオ学習の推進など、盛んに普及啓発活動を行っています。

これらの取り組みに共通しているのは、自然を単に保全する・守るだけではなく、積極的に活用し、その恩恵を地域を支える活力に変えようとしているところにあります。



## (ケ) ボランティア・市民団体・CSR の活動の状況

### ① ボランティア・市民団体の状況

本市には埼玉県が運営するみどりのポータルサイト、埼玉県生物多様性保全活動登録団体に登録されているボランティア団体以外にも、数多くのボランティア団体が道路、公園、河川、森林の環境美化、植栽などに取り組んでいます。

羊山公園「芝桜の丘」においては、芝桜植栽地のすぐ近くに市民ガーデンがあり、個性的なデザインで観光客の目を楽しませています。春から秋にかけては多くの方が除草ボランティアに参加しており、公園運営においてボランティアの協力は欠かせないものになっています。

また、上町にある押堀川水辺広場では「上町ホタルの会」がホタルの住める環境整備を行っており、一度に 100 匹以上のホタルが飛ぶ姿を観察できるほか、花いっぱい運動など町会単位の美化活動も盛んであり、授業の一環として生物多様性の取り組みを行っている学校もあります。

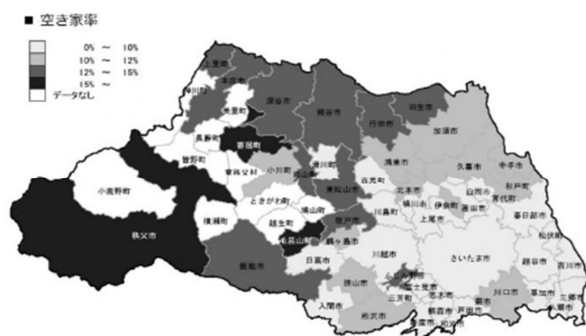


### ② CSR（企業の社会的責任）の状況

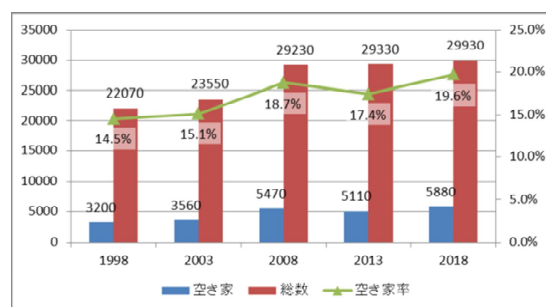
CSR とは、直訳すると企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）という企業が倫理的観点から自主的に社会に貢献する責任のことです。本市においては、地元企業を中心とした CSR 活動が様々な形で行われています。

## (コ) 空き地・空き家・低未利用地・所有者不明土地

我が国においては、2008（平成 20）年に人口がピークに達した後も住宅は増え続け、2018（平成 30 年）住宅・土地統計調査によると全国の空き家総数は約 850 万戸、空き家率は 13.6%に達し、本市においても約 6,000 戸、約 20%と県内で最も高い数値となっています。



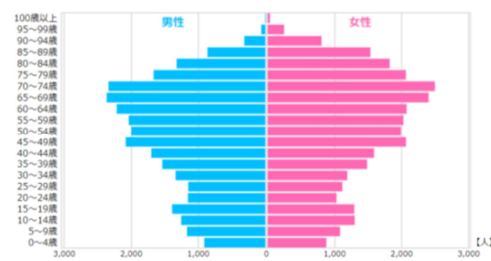
出典：埼玉県 HP-空き家の現状より



出典：住宅土地統計調査

本市においては、2019（平成 31）年に公表した「秩父市空き家対策計画」のもと、空き家解体補助金や移住促進による空き家バンクの活用により空き家の解消に努めていますが、本市においてもっとも人口構成の多い団塊世代の「大相続時代」を迎え、今後空き家はさらに増加する見込みです。

加えて「所有者不明土地」という相続（登記）が放棄され、固定資産税の賦課や所有権移転もままならない土地が社会問題化しています。本市においても、固定資産税の納税通知が届かず公示送達されている（約 30 件）、相続人がいない、もしくは不明として賦課が無効とされている（約 70 件）ケースが年間約 100 件生じています。



本市の 2020 年人口構成（再掲）

出典：総務省統計ダッシュボード

これらについて、2024（令和 6）年 4 月 1 日から相続登記が義務化されるなど、所有者の探索、公の利活用の推進のための法整備が進みつつありますが、高度経済成長期以前から市街化の進んでいた本市においては、建築基準法の接道要件を満たすことができないことから建て替えが進まず、更地化してしまっている土地も多く存在します。

これら「活用されていない土地」を周辺の土地と合わせて柔軟に活用し、都市を再生していくことが必要です。

(サ) 上位・関連計画の状況

① 第2次秩父市総合振興計画（2016～2025）

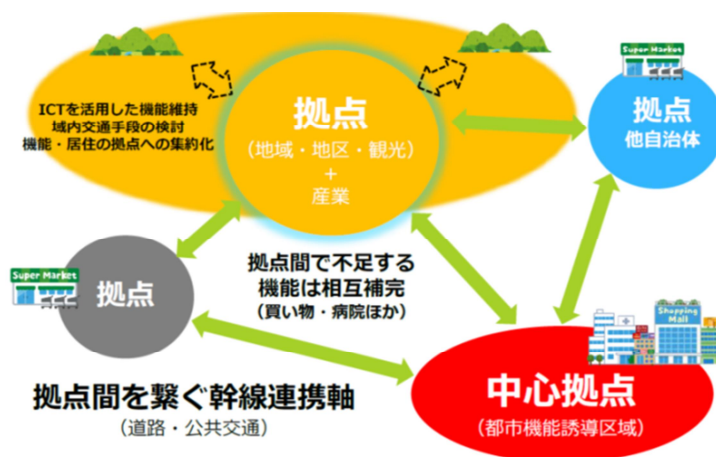
物質的・精神的な「豊かさ」も含めた「環境文化都市」を目指すとした第２次秩父市総合振興計画・後期基本計画においては、生物多様性地域戦略の策定を見送りつつも、甲武信ユネスコエコパーク及びジオパーク協議会の活動を通じて生物多様性の保全に取り組んでいます。

② 秩父市都市計画マスタープラン・秩父市立地適正化計画（2021～2040）

秩父市都市計画マスタープラン・立地適正化計画では、都市機能を市街地に一極集中させるのではなく、人口規模が縮小し、地域を支える生活機能が縮小しても、隣接する地域の機能を活用することによって、互いの生活を支えあう多極分散型

「コンパクト+ネットワーク社会」の形成を目指しています。

また、観光を含む関係人口を増やす取り組みを通じて、減少する「需要」を補い、生活利便性をできるだけ維持し雇用や活力に変えることを目指しています。



### ③ 第2次ちちぶ環境基本計画（2023～2032）

秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町の１市４町で構成する「ちちぶ定住自立圏構想」の枠組みの中で、各市町の条例に基づき、第２次ちちぶ環境基本計画を作成し、**2022（令和４）年１２月**に公表しました。

この計画は、圏域が自然環境の保全や地球温暖化等の環境問題に対し一体となった広域的な取組みを行い、環境施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

## ④ 第3次埼玉県広域緑地計画（2022～2026）

第3次埼玉県広域緑化計画では、「多様で豊かなみどりと共生する『埼玉』」を実現するため、基本方針を「緑を保全する」「緑を創出する」「緑を活用する」として、特別緑地保全地区・緑のトラスト保全地の面積・公有地化をした面積・ふるさとの緑の景観地指定面積等を増やすとしています。

## (シ) 財政・財源の状況

### ① 基準財政需要額と普通交付税

地方交付税の算定基礎となる基準財政需要額とは、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額のこと、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として普通交付税が交付されます。

公園費においては、基準財政需要額は「都市公園面積」と「人口」に応じて計算されます。そのため、都市公園面積が大きければ基準財政需要額が大きくなり普通交付税も増額されるため、都市公園と同等の機能を持つ公園・緑地については積極的な都市公園化が望まれます。

2021（令和3）年度における基準財政需要額（公園費）は100,888千円となっています。

### ② 占用料・使用料等の状況

本市の大規模公園（羊山公園・聖地公園・秩父ミュージumparksスポーツの森公園）については、TV番組の撮影やスポーツイベントの開催において行為許可に基づく収入があるほか、自動販売機、大手携帯電話キャリアの電波塔などが設置され占用料収入等があります。

また、羊山公園の芝桜期間中は入園と駐車料収入（約5,000万円）がありますが、交通対策や料金徴収などで芝桜まつり運営には1億円を超す対策経費を要しています。

秩父ミュージumparksスポーツの森公園は、条例においてプール利用料規定を設けていますが、その他の公園施設については、市が設置した公園施設の管理を事業者（都市公園法第5条第1項）に許可し、料金設定については事業者（都市公園法第5条第1項）に委ね、使用料を歳入としています。

<秩父ミュージumparksスポーツの森公園施設歳入出状況（▲は歳出）（2021年決算）>

| 施設名称                       |        | 差引歳入額（円）   | 許可期限      |
|----------------------------|--------|------------|-----------|
| フォレストアドベンチャー               | （管理許可） | 120,000    | 2023/9/30 |
| F1リゾート・センターハウス             | （管理許可） | 120,000    | 2024/3/31 |
| メープルベース                    | （管理許可） | 120,000    | 2026/3/31 |
| ビームライフシューティング              | （管理許可） | 360,000    | 2028/3/31 |
| PICA 秩父                    | （管理許可） | 8,444,736  | 2024/3/31 |
| 昆虫の森                       | （業務委託） | ▲300,000   |           |
| ミュージumparkプール <sup>3</sup> | （指定管理） | ▲6,177,160 | 2024/3/31 |
| その他                        |        | ▲1,593,785 |           |

<sup>3</sup> ミュージumparkプールは新型コロナウイルス対策により2021年度休止

聖地公園については、墓所の使用料や管理料により公園の運営費を賄っており、歳入が歳出を上回る状況が続いています。

### ③ 都市計画税の状況

本市の道路・公園など都市計画施設の整備財源である都市計画税<sup>4</sup>は、都市計画区域内の農業振興地域（尾田蒔、久那、黒谷（一部を除く））や山林の一部を除く地域に賦課されており、税率は 0.2（制限税率 0.3）％、歳入は年 3 億円強となっています。

歳出においては、現在（2022（令和 4）年）及び過去に実施した都市計画事業の償還と事業認可中の街路事業（都市計画道路中央通線・お花畑通線）と下水道事業に充当しています。

都市計画税は、目的税として「都市計画法第 59 条に基づく都市計画事業」にのみ充当できる<sup>5</sup>とされていますが、2020（令和 2）年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に位置付けることにより一括で事業認可できるとともに、事業認可があれば長寿命化対策事業等に対しても都市計画税を充当できることが明確にされています。

### ④ 森林環境譲与税の状況

2019（平成 31）年に森林の整備財源として創設された森林環境譲与税は、2024（令和 6）年からは個人住民税均等割に上乗せして課税される森林環境税を財源とし、私有林・人工林面積（50％）、林業就業者数（20％）、人口（30％）に応じて国が都道府県・市区町村に配分します。

本市においては、57,820,000 円（2021（令和 3）年決算）の森林環境譲与税の配分がありますが、森林のない都市部にも人口按分によって多額の配分があり全額未消化の自治体もあるようです。

本市においては、秩父地域の広大な森林を整備するための様々な試みを行っていますが、森林の持つ二酸化炭素の吸着機能、また流域治水の取組みに代表される森林のグリーンインフラとしての性質を考えれば、下流域にある森林のない自治体が、自治体の垣根を超えて上流域の木材利用を通じて都市の木質化を図るなど、上流域に直接投資することは価値のあることだと思われます。

---

<sup>4</sup>都市計画税の目的税としての性質については「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（総務省通知）を参照。

<sup>5</sup>維持管理費は、都市公園面積に応じて普通交付税基準財政需要額に算入され都市計画税を充当できない。



今後、人口減少と高齢化によってさらに厳しい財政運営を迫られることが予想され、このような状況下で安定的にみどり環境の整備を行うためには、社会資本整備総合交付金をはじめとする国の支援制度のほか、受益者負担、目的税の活用などの財源確保に加えて、上下流域・鉄道沿線自治体との相互連携、民間資本、ふるさと納税やクラウドファンディングの導入を図るための PR 活動など、「ヒト・モノ・カネ＋情報」の動きを最大化させる必要があります。



昭和 34 年 8 月 14 日台風 7 号による荒川の増水

## 2. 秩父市の緑地の現況

### (ア) 施設緑地

施設緑地には都市公園とそれ以外の公共公益施設緑地、また民間施設緑地があり、都市公園は都市計画によって定められた公園と定められていない公園に分類されます。

#### ① 都市公園

##### イ) 都市計画によって定められているもの

| 種別 | 名称                                | 所在   | 管理者 | 計画面積(ha) | 供用面積(ha) | 最終開設告示 <sup>6</sup> | 整備状態 |
|----|-----------------------------------|------|-----|----------|----------|---------------------|------|
| 街区 | 大宮児童公園                            | 宮側町  | 市   | 0.17     | 0.17     | S53.11.2            | 済    |
| 総合 | 羊山公園                              | 大宮   | 市   | 30.90    | 22.13    | H19.2.1             | 一部   |
| 墓園 | 秩父聖地公園                            | 山田ほか | 市   | 54.80    | 14.00    | S53.11.2            | 一部   |
| 広域 | 秩父ミュージumpark <sup>7</sup>         | 久那ほか | 県   | 375.00   | 117.90   | H18.3.31            | 一部   |
| 広域 | 秩父ミュージumparkスポーツの森公園 <sup>8</sup> | 久那ほか | 市   |          | 153.40   | H19.3.26            | 一部   |

##### ロ) 都市計画によって定められていないもの

| 種別 | 名称      | 所在      | 管理者 | 供用面積(ha) | 最終開設告示   |
|----|---------|---------|-----|----------|----------|
| 街区 | 大野原児童公園 | 大野原     | 市   | 0.15     | S53.11.2 |
| 街区 | けやき公園   | 桜木町、相生町 | 市   | 0.40     | H19.2.1  |

本市においては、大規模な都市公園が多く観光を含む広域的な利活用が進んでいます。桜・芝桜の名所として有名な羊山公園は、芝桜の開花期間中に首都圏を中心として数十万人の観光客を集め、秩父聖地公園は約 14,000 基の墓所を有するこの郷とも言える公園です。また、秩父ミュージumparkには広大な敷地に豊かな自然とスポーツ・宿泊施設が共存し、広域公園として年間 100 万人以上の来訪者を迎えています。そのほか、都市改造事業（土地区画整理事業）として整備された大

<sup>6</sup>大宮児童公園は昭和 44 年、羊山公園・聖地公園は昭和 30 年代より完成部分から順次利用されてきたが、都市公園法上は昭和 53 年に一斉に供用告示されている。

<sup>7</sup>都市計画公園秩父ミュージumparkは秩父市と小鹿野町にまたがっており、県営秩父ミュージumparkと市営秩父ミュージumparkスポーツの森公園という 2 つの公園によって構成されている。

<sup>8</sup>秩父ミュージumparkスポーツの森公園は、当初都市計画法第 59 条第 4 項による特許事業として西武鉄道株式会社が開発したが、平成 19 年に秩父市に無償譲渡され、それ以降は秩父市が都市公園として管理している。

宮児童公園と、大野原児童公園・けやき公園の2か所の都市計画未決定公園があります。

## ② 公共公益施設緑地

水と緑の豊かな本市には、河川区域内の親水・遊水空間やその他条例などに根拠を持ち、都市計画法に位置付けられない施設緑地が数多く存在します。

そのほか、公共施設の敷地の一部や市が自治組織に貸し付けて運営している公園なども公共公益施設に準ずる施設緑地として以下に示します。

### ハ) 開発公園<sup>9</sup>（都市公園として供用告示されていないもの）

開発公園とは、宅地分譲などの開発行為の結果、都市計画法第40条に基づいて市に帰属することになった公園です。全国的には、こうした開発公園を積極的に都市公園に位置付ける自治体と、こども広場・児童遊園などという名称をつけ単に行政財産とする自治体に対応が分かれています。

本市においては、後者としてこうした開発公園を行政財産として活用を続けてきました。（大野原児童公園を除く）

今後は、人口減による宅地需要の減少に伴って大規模開発も減り、開発行為に伴って新規設置される公園はほぼなくなると予想されます。

| 公園名称           | 所在             | 面積(ha) |
|----------------|----------------|--------|
| 中近団地児童遊園地      | 中村町3丁目 2080-30 | 0.06   |
| 中近団地公園         | 近戸町 2024-46    | 0.04   |
| 柳田団地児童遊園地      | 柳田町 3461-42    | 0.03   |
| 上町児童公園         | 上町3丁目 1182-15  | 0.02   |
| 大野原下原児童遊園地     | 大野原 491-30     | 0.02   |
| サンヒルズ西大野原児童遊園地 | 大野原 80-38      | 0.02   |
| サンヒルズ東大野原児童遊園地 | 大野原 80-34      | 0.12   |

---

<sup>9</sup>開発公園については【平塚勇司，都市公園のトリセツ-使いこなすための法律の読み方-，2020】p.124以降参照。秩父市は非線引き都市計画区域であり、開発許可の対象面積は3,000㎡以上となっているためこうした開発公園は比較的少ない。

## 二) 公共公益施設緑地（市設置等・社会体育施設以外）

その他、同様の機能を持つ様々な施設を以下に列挙します。

公共施設併設の和銅児童公園や、流水公園の跡地に設置されたちちぶキッズパーク、また市が貸し付け町会等によって運営されている公園など、施設設置の目的・運用形態・所管は様々です。

| 名称                | 所在                 | 面積<br>(ha) | 施設類型          |
|-------------------|--------------------|------------|---------------|
| お花畑児童遊園地          | 熊木町 521-9          | 0.11       | 児童福祉法・旧厚生省通知  |
| ちちぶキッズパーク         | 別所 351             | 0.85       | 秩父市こども遊園地条例   |
| 呑龍堂児童遊園地          | 中宮地町 4899-2        | 0.06       | 市設置（公共施設併設）   |
| 南が丘児童公園           | 日野田町 2-207         | 0.25       | 市設置           |
| 中村児童遊園地（中村ちびっこ広場） | 中村町 3 丁目<br>2285-1 | 0.26       | 市設置           |
| 中村コミュニティ広場        | 中村町 3 丁目 2117      | 0.74       | 市設置           |
| 熊木ふれあい広場          | 熊木町 498-4          | 0.12       | 貸付（銘仙館併設）     |
| 妙見の森公園            | 番場町 996            | 0.15       |               |
| 招木こども広場           | 寺尾 527-4           | 0.08       | 市設置           |
| 和銅児童公園            | 黒谷 299             | 0.44       | 市設置（文化財併設）    |
| みどりが丘工業団地整備緑地1号   | みどりが丘 19           | 0.18       | 市設置           |
| みどりが丘工業団地整備緑地2号   | みどりが丘 42           | 0.07       | 市設置           |
| みどりが丘工業団地整備緑地3号   | みどりが丘 50           | 0.37       | 市設置           |
| みどりが丘工業団地整備緑地4号   | みどりが丘 59           | 0.15       | 市設置           |
| みどりが丘工業団地整備緑地5号   | みどりが丘 71           | 1.62       | 市設置           |
| みどりが丘工業団地整備緑地6号   | みどりが丘 75           | 0.12       | 市設置           |
| みどりが丘工業団地中央公園     | みどりが丘 57           | 1.51       | 市設置           |
| みどりが丘東公園          | みどりが丘 45           | 1.16       | 市設置           |
| 上の原農村公園           | 下吉田 3186           | 0.19       | 市設置           |
| 芦田農村公園            | 下吉田 7355           | 0.58       | 市設置           |
| 龍勢広場              | 下吉田 7350           | 0.21       | 市設置           |
| 布里田中地区親水広場        | 下吉田 5650           | 0.12       | 市設置           |
| 小川蛭の里公園           | 上吉田 6325-4         | 0.04       | 市設置           |
| 白砂公園              | 吉田久長 418           | 2.15       | 市設置           |
| 吉田石間児童遊園地         | 吉田石間 2620-1        | 1.16       | 市設置（公共施設併設）   |
| 久長農村公園            | 吉田久長 415-1         | 0.61       | 市設置           |
| 大滝神庭交流広場          | 大滝 790 番地 1        | 0.23       | 秩父市大滝交流広場条例   |
| 大滝麻生交流広場          | 大滝 3807 番地         | 0.64       |               |
| 秩父滝沢サイクルパーク       | 大滝 2900 番地         | 13.09      | 秩父滝沢サイクルパーク条例 |
| ちちぶ花見の里           | 荒川上田野 413-3        | 2.68       | 貸付            |
| 半縄児童遊園地           | 荒川上田野 1509-1       | 0.14       | 市設置           |
| 久那児童遊園地           | 荒川久那 3963-1        | 0.08       | 市設置           |
| 若御子げんき広場          | 荒川上田野 1340-3       | 0.02       | 市設置（地税 348②）  |
| 青梅児童遊園地           | 荒川白久 1394-1        | 0.10       | 市設置           |

※ 赤枠は都市計画区域外（以下同様）

## ホ) 市が設置する社会体育施設

以下の社会体育施設は秩父市社会体育施設条例別表第 1 を再編したものです。  
 この中で、羊山公園内にある社会体育施設は、都市公園法施行令第 5 条第 1 項第 4 号に規定する運動施設（太字）でもあります。

| 名称                         | 所在             | 面積(ha) |
|----------------------------|----------------|--------|
| 尾田蒔・下郷テニスコート               | 阿保町 3718 番地    | 0.4    |
| 宮地グラウンド                    | 上宮地町 4573 番地 1 | 1.6    |
| <b>羊山公園グラウンド A・B</b>       | 大宮 6208 番地     | 都市公園内  |
| <b>羊山公園テニスコート</b>          |                |        |
| <b>羊山公園馬場<sup>10</sup></b> |                |        |
| 原谷グラウンド                    | 大野原 1520 番地 2  | 2.32   |
| 原谷テニスコート                   |                |        |
| 原谷アーチェリー場                  |                |        |
| スポーツ健康センター                 | 下影森 924 番地 1   | 0.31   |
| 影森グラウンド                    | 上影森 217 番地 1   | 8.13   |
| 栃谷・定峰グラウンド                 | 栃谷 725 番地 4    | 0.98   |
| 別所運動公園競技場                  | 別所 1695 番地     | 4.64   |
| 別所運動公園野球場                  |                |        |
| <b>みどりが丘中央公園多目的グラウンド</b>   | みどりが丘 57 番地    | 公園内    |
| <b>みどりが丘中央公園テニスコート</b>     |                |        |
| 吉田取方総合運動公園サッカー場            | 下吉田 359 番地 1   | 1.11   |
| 吉田取方総合運動公園柔道場              | 下吉田 401 番地 1   | 3.23   |
| 吉田取方総合運動公園野球場              |                |        |
| 吉田取方総合運動公園テニスコート           |                |        |
| 吉田取方総合運動公園ソフトボール場          |                |        |
| 吉田取方総合運動公園イベント広場           |                |        |
| 吉田取方総合運動公園体育館              | 上吉田 3352 番地 1  | 0.5    |
| 上吉田運動公園グラウンド               |                |        |
| 上吉田運動公園体育館                 | 大滝 4058 番地     | 0.26   |
| 大滝体育館                      |                |        |
| 大滝テニスコート                   | 荒川上田野 250 番地   | 4.32   |
| 荒川総合運動公園体育館                |                |        |
| 荒川総合運動公園グラウンド              |                |        |
| 荒川総合運動公園野球場                |                |        |
| 荒川総合運動公園テニスコート             |                |        |

<sup>10</sup> 羊山公園馬場は 2022（令和 4）年時点で都市公園法上は未開設



## へ) その他の施設緑地・レクリエーション地

この他、公共公益団体等が設置・管理する緑地です。

秩父の豊かな自然を生かし整備された親水空間や、自然公園地域内における各自然公園のビジターセンター・美の山公園など多様なレクリエーション施設緑地があります。

| 名称(分類)                    | 設置主体 | 所在                                     |
|---------------------------|------|----------------------------------------|
| 学校                        |      | 県立高校 2 校・市立小中学校など                      |
| 美の山国民休養地                  | 県    | 黒谷（皆野町内）県立長瀬・玉淀自然公園地内                  |
| みどりの村                     | 県    | 吉田（小鹿野町内）                              |
| 整備された親水空間                 |      | 荒川運動公園下<br>押堀川水辺広場（上町 3 丁目）            |
| 埼玉県「水辺再生 100 プラン」による水辺再生地 |      | 金室町下水道センター下<br>吉田川合角ダム下<br>吉田川・赤平川親水広場 |
| 吉田元気村                     | 市    | 上吉田 4942-1                             |
| 山逢の里フィッシングパーク（閉鎖）         | 市    | 上吉田 1732                               |
| 大滝げんきプラザ                  | 県    | 大滝 5944-4                              |
| 森林科学館                     | 県    | 中津川 447                                |
| 東京大学秩父演習林                 | 独行   | 日野田町 1 丁目 1-4 9<br>大滝入川・川俣など           |
| 埼玉県生態系保護協会のナショナルトラスト地     | 公財   | 浦山・大滝など                                |

## ト) 市民農園

市が設置する市民農園は以下のとおりです。市民農園は、市街地・住宅地の中にあつて、非常時のオープンスペースや延焼防止帯としての機能も併せ持っています。市民農園の設置には、市民農園整備促進法によるものと特定農地貸付法によるものがあり、本市の市民農園はすべて特定農地貸付法によるものです。

| 農園名     | 代表地番                            |
|---------|---------------------------------|
| 上影森市民農園 | 上影森 832-6                       |
| 金室町市民農園 | 金室町 1430                        |
| 黒谷市民農園  | 黒谷 1430・1310・1259-5・1370-3・1079 |
| 中村町市民農園 | 中村町 3-2108                      |
| 近戸町市民農園 | 近戸町 2029・1928-2・1861-3          |
| 別所市民農園  | 別所 390・3876-6                   |
| 山田市民農園  | 山田 2739・山田 2750                 |

### ③ 民間施設緑地

#### チ) 児童遊園（秩父市税条例第 60 条の 2 第 1 項に基づき課税免除されるもの）

児童遊園とは、児童福祉法第 40 条および「児童遊園の設置運営について」（旧厚生省通知）に基づき設置される児童厚生施設のことを指しますが、本市では市税条例に「市から補助を受けて遊具を設置した児童遊園」に対する固定資産税の免除規定を設け、厚生省通知とは異なる「児童遊園」<sup>11</sup>を制度化し、高度経済成長期に急速に増えた子どもの公園需要に応えてきました。（厚生省基準に基づいて市が設置した児童遊園はお花畑児童遊園地のみ。）

今では遊具で遊ぶ子どもが少なくなり、安全上の問題から遊具を撤去する公園も少なくありません。しかし、所有者の善意により地域に開放されたこれらの公園は、一時（いつとき）集合場所などとしても活用され、住民福祉の向上に役立てられています。

市では、これらの児童遊園の遊具について安全点検と保険加入を行っています。

| 名称          | 所在          | 面積(ha) |
|-------------|-------------|--------|
| 大畑町児童遊園地    | 大畑町 3983-1  | 0.07   |
| 本町ちびっこ広場    | 本町 1568-10  | 0.15   |
| 下宮地町児童遊園地   | 下宮地町 5216-1 | 0.03   |
| 愛宕神社児童遊園地   | 大野原 337-1   | 0.1    |
| 諏訪神社児童遊園地   | 大野原 3230    | 0.03   |
| 諏訪神社児童遊園地   | 寺尾 3532     | 0.11   |
| 棕神社児童遊園地    | 蒔田 2166-2   | 0.04   |
| 棕神社児童遊園地    | 蒔田 2842     | 0.12   |
| 円福寺児童遊園地    | 田村 967-1    | 0.11   |
| 安立公会堂児童遊園地  | 久那 826-1    | 0.03   |
| 落合児童遊園地     | 久那 2033-3   | 0.02   |
| 恒持神社児童遊園地   | 山田 1603-1   | 0.05   |
| 薬師堂児童遊園地    | 山田 2273     | 0.13   |
| 滝の入りちびっこ広場  | 下影森 1691    | 0.34   |
| 近戸町地藏院児童遊園地 | 近戸町 1982    | 0.06   |
| 棕神社児童遊園地    | 寺尾 538      | 0.02   |
| 熊野神社児童遊園地   | 太田 1320     | 0.08   |
| 太田下町会児童遊園地  | 太田 1835     | 0.06   |
| 南町児童遊園地     | 浦山 1412     | 0.03   |

<sup>11</sup> これらの多くは本規定によらずとも境内地として非課税、自治組織が設置するものとして課税免除されるものがほとんど。（秩父市税条例第 60 条の 2 第 1 項第 5 号）

## リ) その他の民間施設緑地

水と緑あふれる本市には、平成の日本名水百選に選ばれている武甲山伏流水などの湧水地、清雲寺のしだれ桜をはじめとして巨木・銘木<sup>12</sup>や素晴らしい景勝地が各地に点在しています。

また、それぞれの地域には児童遊園と同じような機能を持つ古くからの神社・仏閣、自治組織施設（公会堂）が数多く存在し、年間数百ともいえる祭り（≒祭典）が地域住民によって執り行われています。

これ以外にも、文化財・ジオサイト<sup>13</sup>（ジオパーク秩父）・札所など神社仏閣のほか、大田地区を中心に民営ゴルフ場、荒川沿岸を中心にキャンプ場、企業・自治体の保養所もあり、首都圏内外から多くの観光客が訪れています。

### 秩父市の代表的な湧水<sup>14</sup>

（環境省湧水保全ポータルサイト <https://www.env.go.jp/water/yusui/>）

|               |                |                                                      |
|---------------|----------------|------------------------------------------------------|
| 札所 1 2 番野坂寺の水 | 野坂町 2-12-25    | 野坂寺の東側丘陵より湧出しており、導水し寺の水屋で使用されている。                    |
| 虚空蔵寺の水        | 上宮地町           | 虚空蔵寺の境内東側の丘陵より、湧き出ている清水である。寺の境内に導水して利用されている。         |
| 妙見七つ井戸        | 上宮地町           | 宮地地区にある湧水で、洗い物等に利用されている。                             |
| 延命水           | 上影森 411        | 札所 2 7 番大淵寺の護国観音に通じる寺の裏山より湧出しており、導水し寺の水屋で使用されている。    |
| 知知夫滝坂水神社の清水   | 下影森            | 金仙寺の森の北側斜面より湧出する清水で、滝坂水神社が祀られてある。                    |
| 龍神社の水         | 山田             | 高篠山山頂付近に湧き出しており、龍神社の御神水として地域住民の信仰の対象となっている。          |
| 大日堂の水         | 浦山             | 浦山の沢の奥より導入し、寺で清浄水として使用されている。                         |
| 冠岩の清水         | 浦山             | 浦山の冠岩集落の一角に湧出する清水で登山者の水場になっている。                      |
| 不動名水          | 荒川久那           | 武甲山の地下水がここに湧き出ていると言われており、いかなる日照りでも涸れることがない。          |
| 荒川源流          | 大滝 3638-8 番地付近 | 甲武信ヶ岳に源を発する荒川の源流。                                    |
| 中津川龍神水        | 中津川字西ノ向 436 番地 | 関東地方でも有数の紅葉の名所として知られる中津峡を流れる中津川上流部にあり、地域の生活に利用されている。 |

<sup>12</sup>巨木・銘木、文化財については秩父市文化財保存活用地域計画を参照

（<https://www.city.chichibu.lg.jp/9489.html>）

<sup>13</sup>ジオサイトについてはジオパーク秩父ホームページを参照

（<https://www.chichibu-geo.com/>）

<sup>14</sup>埼玉県による湧水地調査も参照のこと

（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/tikasui-jibantinka/yuusui-cyou-sakekka.html>）

## (イ) 地域制緑地

本市においては、緑地を保全するための法的仕組みが重なり合っており、強い法令上の制限があるものから届出制のもの、任意の協定、行政の施策方針まで様々なものがあります。ここでは、その概要（所管官庁）と区域を示します。

### ① 法によるもの

#### ヌ) 自然公園（自然公園法・埼玉県立自然公園条例）

自然公園とは、優れた自然の風景地を保護と利用の増進を図りつつ、生物の多様性の確保に寄与する地域制公園で、国もしくは都道府県が指定します。

これら自然公園内においては、私有地に対しても建築物の建築、木竹の伐採、土石の採取などが許可・届出制になるなどの行為制限が課されます。

|    | 名称          | 所在            | 面積 (ha)                                         |
|----|-------------|---------------|-------------------------------------------------|
| 国立 | 秩父多摩甲斐国立公園  | 大滝            | 33,098<br>国有地 16,291<br>公有地 3,877<br>私有地 12,930 |
| 県立 | 県立長瀬・玉淀自然公園 | 黒谷・栃谷・定峰の一部など | 定峰は都計外                                          |
|    | 県立上武自然公園    | 吉田太田部         |                                                 |
|    | 県立武甲自然公園    | 荒川・浦山・長尾根丘陵など | 長尾根丘陵は都計内                                       |
|    | 県立西秩父自然公園   | 上吉田・吉田石間など    |                                                 |

#### ル) 自然環境保全地域（自然環境保全法・埼玉県立自然環境保全条例）

自然環境保全地域とは、自然公園法などとあいまって生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進する地域であり、国もしくは都道府県知事が指定します。

これらの区域でも同様に一定の行為が制限されます。

| 名称                  | 所在                         | 面積 (ha)             |
|---------------------|----------------------------|---------------------|
| 秩父市白砂<br>県自然環境保全地域  | 秩父市吉田久長字小鹿原、字大久保及び字葉朽岩の各一部 | 6<br>(特 6)          |
| 秩父市田中山<br>県自然環境保全地域 | 秩父市下吉田字田中山の一部              | 10.71<br>(特・野 5.06) |
| 秩父市女形県自然環境保全地域      | 秩父市上吉田字向堂の一部               | 4.31<br>(特・野 4.31)  |

特＝特別地域、野＝野生動植物保護地区

## ウ) 鳥獣保護区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

鳥獣保護区とは、鳥獣の保護のため必要と認めるとき、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づいて指定される区域で、環境大臣または都道府県知事が指定します。

秩父市には埼玉県が指定した 13 の鳥獣保護区があり、これらの区域では「人間と鳥獣との共生」「生物多様性の保全」を基本理念とした埼玉県の保全事業が展開されています。

| 区域名称           | 始         | 終          | 面積(ha) <sup>15</sup> | 種別       |
|----------------|-----------|------------|----------------------|----------|
| 羊山公園           | 2015/11/1 | 2025/10/31 | 103                  | 身近な鳥獣生息地 |
| 中津川            | 2015/11/1 | 2025/10/31 | 302                  | 森林鳥獣生息地  |
| 西秩父            | 2015/11/1 | 2025/10/31 | 441.6                | 森林鳥獣生息地  |
| 大血川奥           | 2014/11/1 | 2024/10/31 | 180                  | 森林鳥獣生息地  |
| 堂平山            | 2014/11/1 | 2024/10/31 | 150                  | 森林鳥獣生息地  |
| 高篠中学校          | 2014/11/1 | 2024/10/31 | 7                    | 身近な鳥獣生息地 |
| 奥秩父<br>(内特別区域) | 2014/11/1 | 2024/10/31 | 6498<br>(1943)       | 森林鳥獣生息地  |
| 観音山            | 2014/11/1 | 2024/10/31 | 380.2                | 森林鳥獣生息地  |
| 奥橋立            | 2022/11/1 | 2032/10/31 | 52                   | 身近な鳥獣生息地 |
| 白石山            | 2021/11/1 | 2031/10/31 | 3274                 | 森林鳥獣生息地  |
| 矢岳             | 2019/11/1 | 2029/10/31 | 790                  | 森林鳥獣生息地  |
| 両神山            | 2018/11/1 | 2028/10/31 | 1119                 | 森林鳥獣生息地  |
| 神流湖            | 2017/11/1 | 2027/10/31 | 5.2                  | 集団渡来地    |

## ワ) 保安林（森林法）

保安林とは、水源の保持・土砂災害の防止・生活環境の向上などの森林が持つ公益的機能を重視し、機能を発揮することを一般の森林以上に期待された特別な森林で、伐採にあたっては知事の許可が必要です。

|                   | 面積 (ha) |
|-------------------|---------|
| 保安林 <sup>16</sup> | 35,066  |

<sup>15</sup>他自治体にまたがっている区域の面積は秩父市分を GIS によって計算したもの

<sup>16</sup>保安林面積は国土数値情報の保安林データを GIS によって集計したもの



## カ) 都市計画法・都市緑地法等

都市緑地法においては、都市計画区域内における**緑の基本方針（本計画）**を定め重点的に施策の推進を図る区域を定めることができ、またこの基本方針に基づいて都市計画の手続きを経て定められる地域地区・地区計画制度によって、建築行為に関する制限のほか、緑化率の最低限度や竹木の伐採などについても行為を制限することができます。

現在都市計画法・都市緑地法等に基づいて定められた（緑施策に関するもの）区域は以下のとおりです。

### ① 地区計画制度によるもの

影森駅東地区計画 広場 3 か所 1,770 m<sup>2</sup>

腰田堀西側地区計画 武甲山に対する景観上の配慮

### ② 緑化重点地区（前回計画）

## ② 条例によるもの

### ヨ) 秩父市環境保全条例

秩父市環境保全条例において、環境保全区域と野生動植物の保護区を定めることができるとしており、この区域では一定の行為において市長との協議が必要となるほか、保全・保護に必要な財政上の措置が講じられます。しかし、指定にはあらかじめ土地の所有者又は管理者の同意が必要であり、指定は環境保全区域 1 か所に留まっています。

また、清流保全区域を定め清流保全実施計画に基づく公共用水域等の水域の保全に取り組んでいます。

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
|        | 所在ほか                               |
| 環境保全区域 | 秩父市下水道センター下荒川河川敷長さ 600m の区域        |
| 清流保全区域 | 浦山川合流点から別所浄水場取水口までの荒川河川区域長さ 3.7 km |

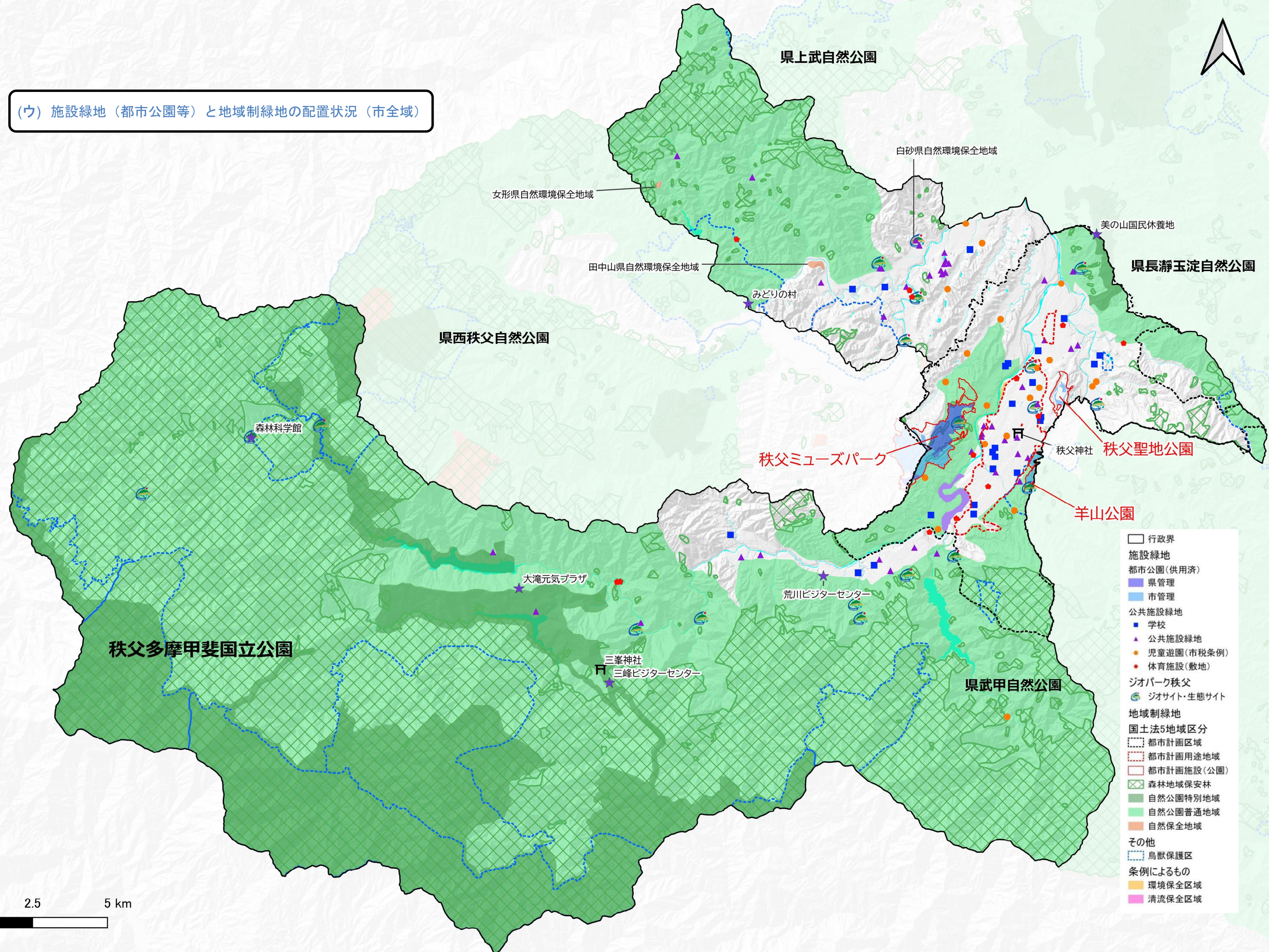
## ③ このほかの地域制緑地のまとめ（本市にないものも含む）

このほか、土地利用における行為規制・指導等によりみどりの創出・保全に寄与できる施策を示します。

| 国土法関連     | 都市計画法関連 | その他           |
|-----------|---------|---------------|
| 自然公園      | 生産緑地地区  | 盛土規制法         |
| 自然環境保全地区  | 景観地区    | （市条例）環境保全条例   |
| 森林地域保安林   | 緑地協定    | （県条例）ふるさと埼玉の緑 |
| 農業振興地域農用地 | 風致地区    | を守り育てる条例      |
|           | 緑地保全地区  | 河川区域          |
|           | 緑化重点地区  | 工場立地法         |
|           | 景観法     |               |

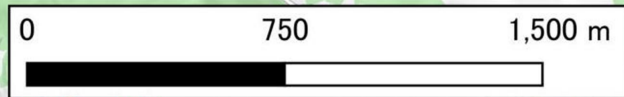
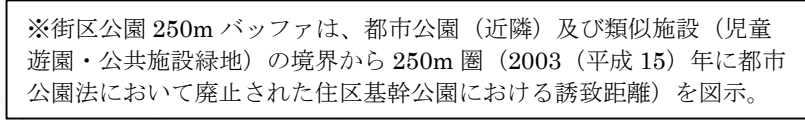


(ウ) 施設緑地（都市公園等）と地域制緑地の配置状況（市全域）



0 2.5 5 km





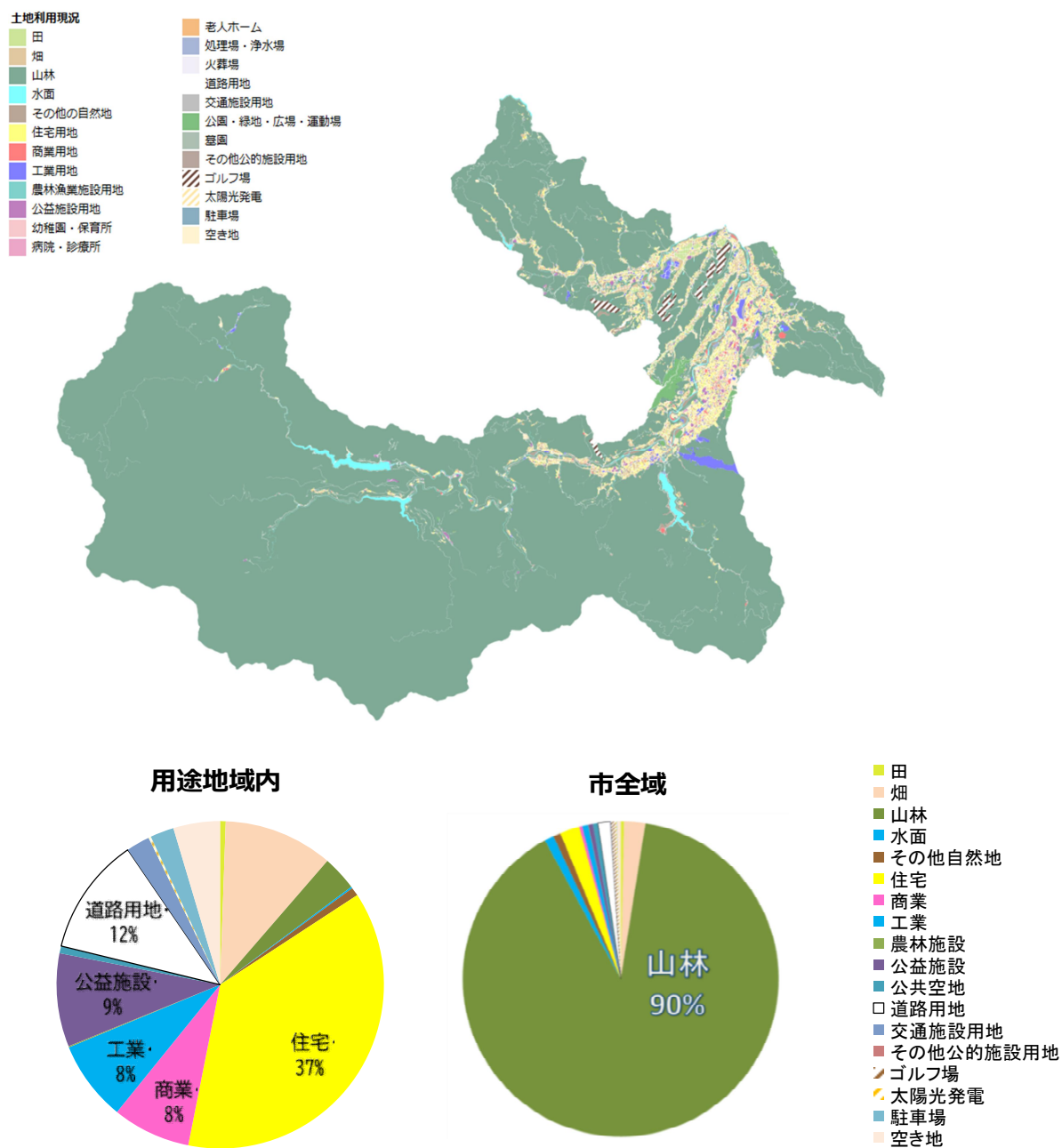


## (オ) 土地利用（緑被率）

### ① 都市計画基礎調査土地利用現況

2020（令和2）年都市計画基礎調査の結果によると、都市的土地利用は鉄道駅に近い秩父盆地の平地部や各地域の学校や公民館のある拠点周辺に限られ、自然的土地利用が約94%を占めています。

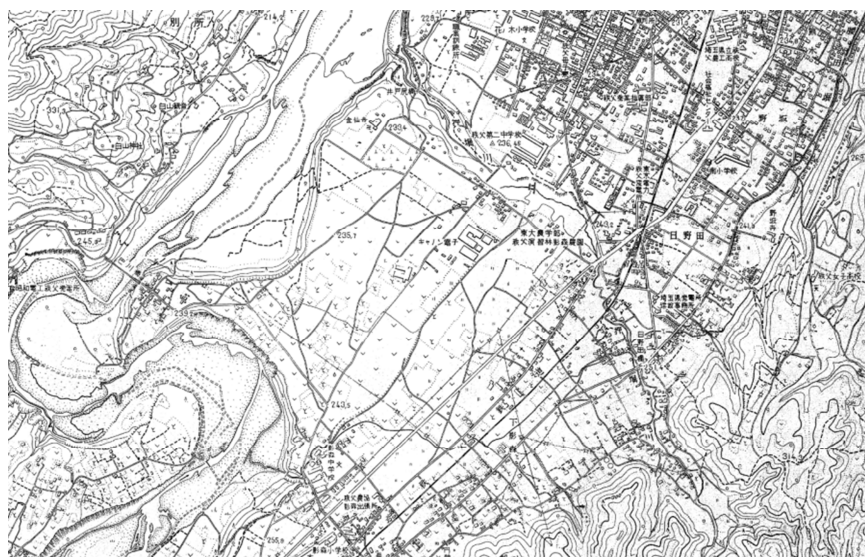
尾田・大田・吉田では中山間地農業が営まれ、ほ場整備等も計画的に進められていますが、営農者の高齢化や後継者不足を背景として農用地指定されていない農地を中心に太陽光発電施設の設置が進んでいます。



経年的には、調査方法・項目の変化によりデータのばらつきがあるものの、一貫して農地・公共公益施設が減少し山林が増加しています。

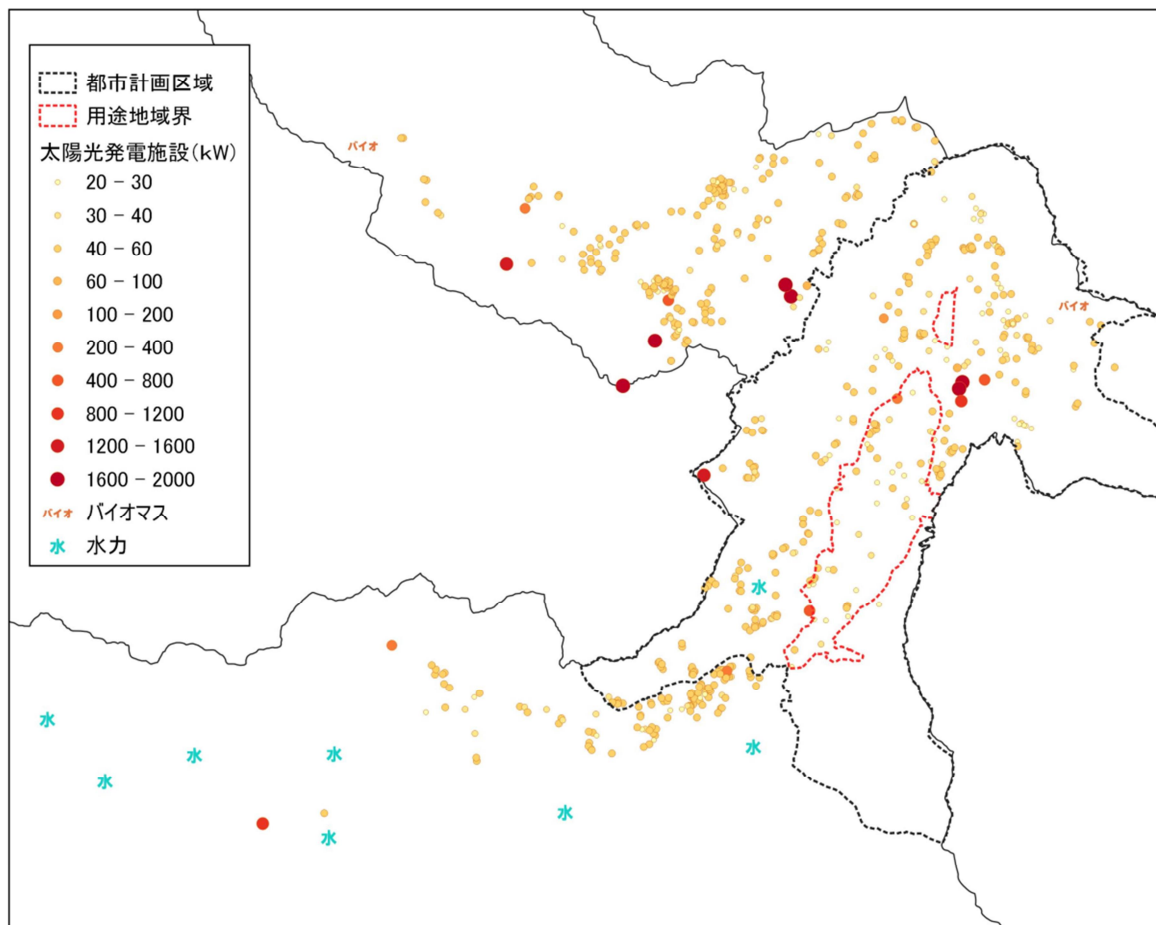
| 調査年  | 区分          | 自然的土地利用(A) |           | 都市的土地利用(B) |          |          |          | (A)/<br>(B) |
|------|-------------|------------|-----------|------------|----------|----------|----------|-------------|
|      |             | 農地         | 山林<br>水面等 | 住宅<br>用地   | 商業<br>用地 | 工業<br>用地 | 公共<br>公益 |             |
| 2000 | 都市計画区<br>域外 | 1910.11    | 46329.87  | 298.63     | 32.50    | 88.56    | 2513.33  | 94%         |
| 2005 |             | 1385.20    | 46340.37  | 241.11     | 27.97    | 73.34    | 3105.01  | 93%         |
| 2010 |             | 873.17     | 48250.69  | 601.50     | 16.86    | 102.83   | 1288.95  | 96%         |
| 2015 |             | 931.61     | 48204.69  | 496.90     | 43.27    | 120.04   | 1351.49  | 96%         |
| 2020 |             | 786.38     | 49035.74  | 434.66     | 49.69    | 100.54   | 957.66   | 97%         |
| 2000 | 用途地域外       | 877.01     | 4013.43   | 285.02     | 24.04    | 101.49   | 508.01   | 84%         |
| 2005 |             | 853.63     | 4033.45   | 287.37     | 24.39    | 102.15   | 508.01   | 84%         |
| 2010 |             | 635.59     | 3556.68   | 527.88     | 27.23    | 49.90    | 1011.72  | 72%         |
| 2015 |             | 650.82     | 3490.40   | 485.40     | 67.54    | 184.23   | 930.61   | 71%         |
| 2020 |             | 574.62     | 3646.24   | 424.50     | 66.54    | 182.38   | 711.69   | 75%         |
| 2000 | 用途地域内       | 107.77     | 39.74     | 283.89     | 53.07    | 117.68   | 223.85   | 18%         |
| 2005 |             | 104.92     | 37.85     | 286.76     | 53.92    | 118.7    | 223.85   | 17%         |
| 2010 |             | 93.70      | 34.34     | 376.17     | 42.54    | 59.95    | 219.30   | 16%         |
| 2015 |             | 95.41      | 25.12     | 335.83     | 64.92    | 63.37    | 241.35   | 15%         |
| 2020 |             | 92.17      | 35.97     | 303.45     | 62.84    | 64.26    | 253.67   | 16%         |
| 2000 | 全域          | 2894.89    | 50383.04  | 867.54     | 109.61   | 307.73   | 3245.19  | 92%         |
| 2005 |             | 2343.75    | 50411.67  | 815.24     | 106.28   | 294.19   | 3836.87  | 91%         |
| 2010 |             | 1602.46    | 51841.71  | 1505.55    | 86.63    | 212.68   | 2519.97  | 93%         |
| 2015 |             | 1677.84    | 51720.21  | 1318.13    | 175.73   | 367.64   | 2523.45  | 92%         |
| 2020 |             | 1453.17    | 52717.95  | 1162.61    | 179.07   | 347.18   | 1923.02  | 94%         |

出典：2015（平成 27）年度埼玉県都市計画基礎調査、2020（令和 2）年都市計画基礎調査



昭和 39 年作成秩父市都市計画図：

## ② 再生可能エネルギー 事業計画認定情報

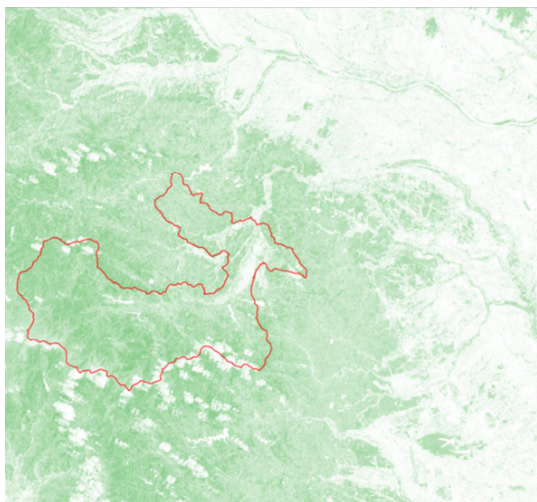


出典：再生可能エネルギー電子申請 事業計画認定情報公開用 web サイト（2023（令和5）年1月現在）の事業所在地をプロット。



## (カ) NDVI（正規化植生指数）

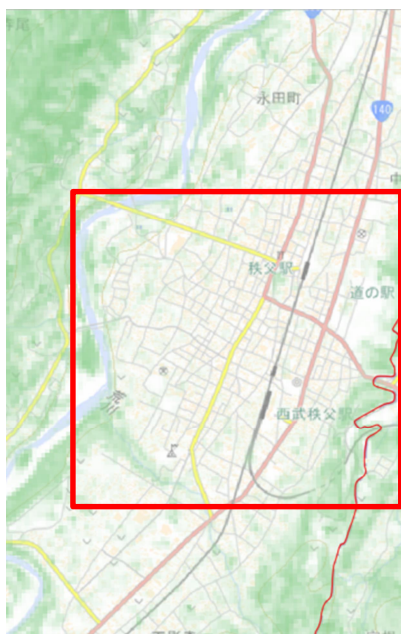
NDVI（Normalized Difference Vegetation Index）とは、植物が光合成のため赤波長の光を吸収するが近赤外領域の波長は反射するという特性を利用し、植生度合いを広域的に把握するために開発された指標で、近年ではマルチスペクトルバンドカメラを搭載したドローンが農場を空撮し、病害を早期発見する目的で活用されています。



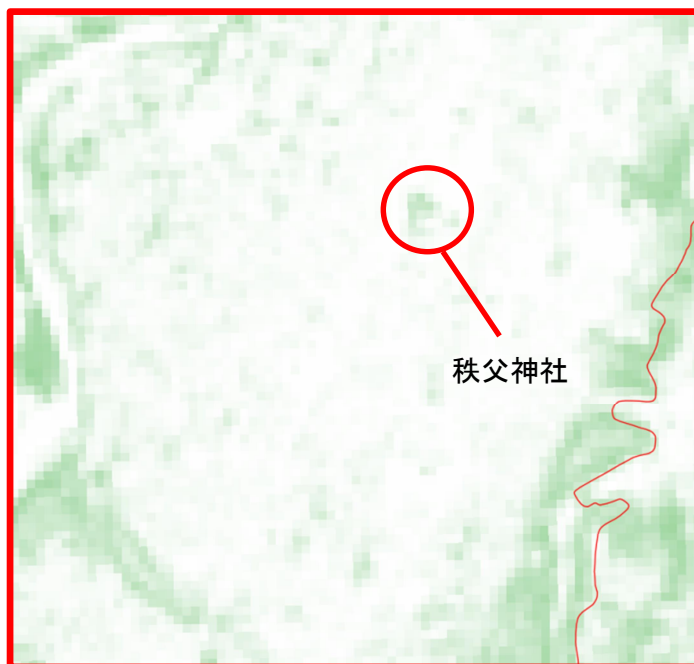
左記画像は landsat-8 衛星の撮影画像を GIS で加工したもので、市街化の進んだ東京大都市圏は白く、秩父地域ほか山間部では盛んに光合成されている様子が確認できます。

（撮影日 2021（令和 3）年 6 月 10 日 - 雲取山から甲武信岳にかかる白い斑点は雲）

しかし、市街地を拡大すると、市街地には秩父神社以外にまとまったみどりが非常に少ない様子がわかります。



＜NDVI 市街地拡大図＞

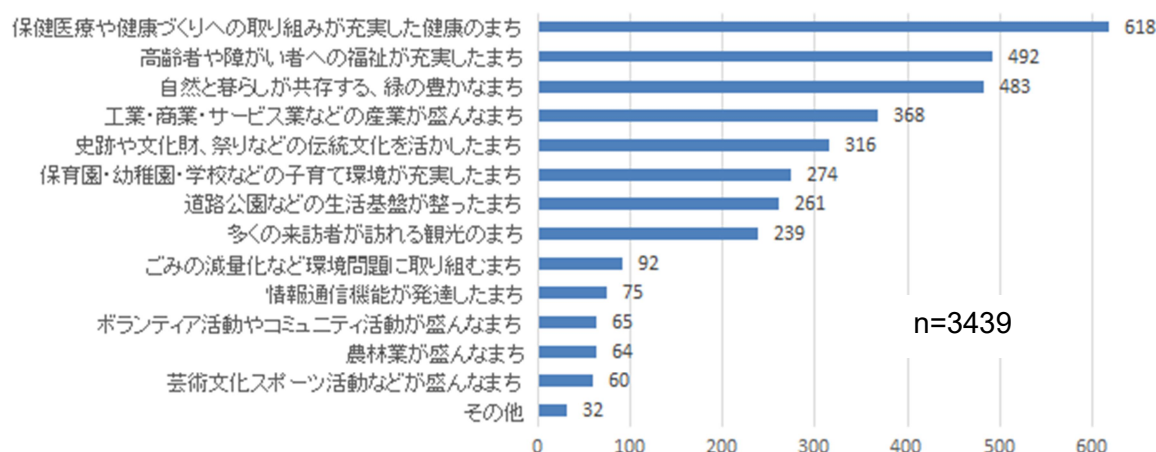


### 3. 市民意向

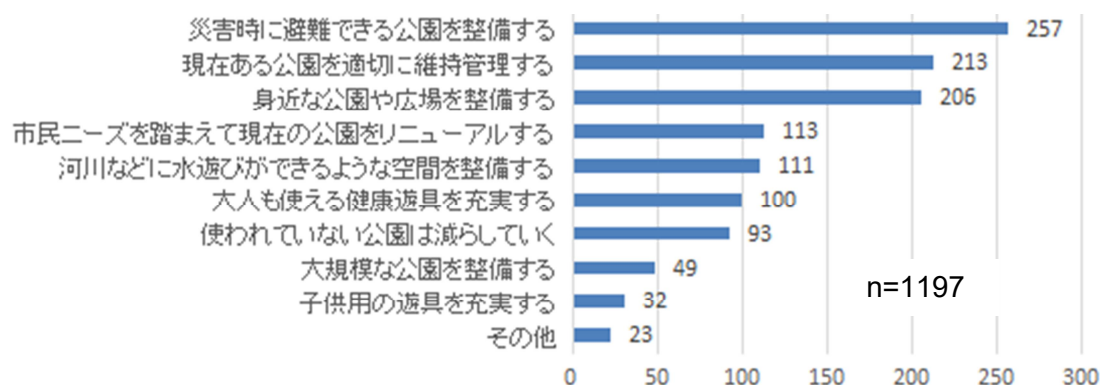
近年、市・県が行った「緑」に関する住民アンケートの概要を以下にまとめます。

#### (ア) 秩父市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定に向けたアンケート調査（2019（令和元）年度実施）

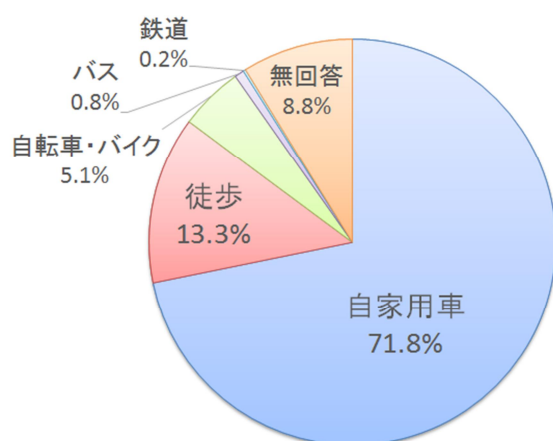
##### ① 将来市はどのようなまちづくりを目指すべきか（3つまで）



##### ② 公園・緑地は今後どのような取組みが重要だと考えるか。（1つ選択）



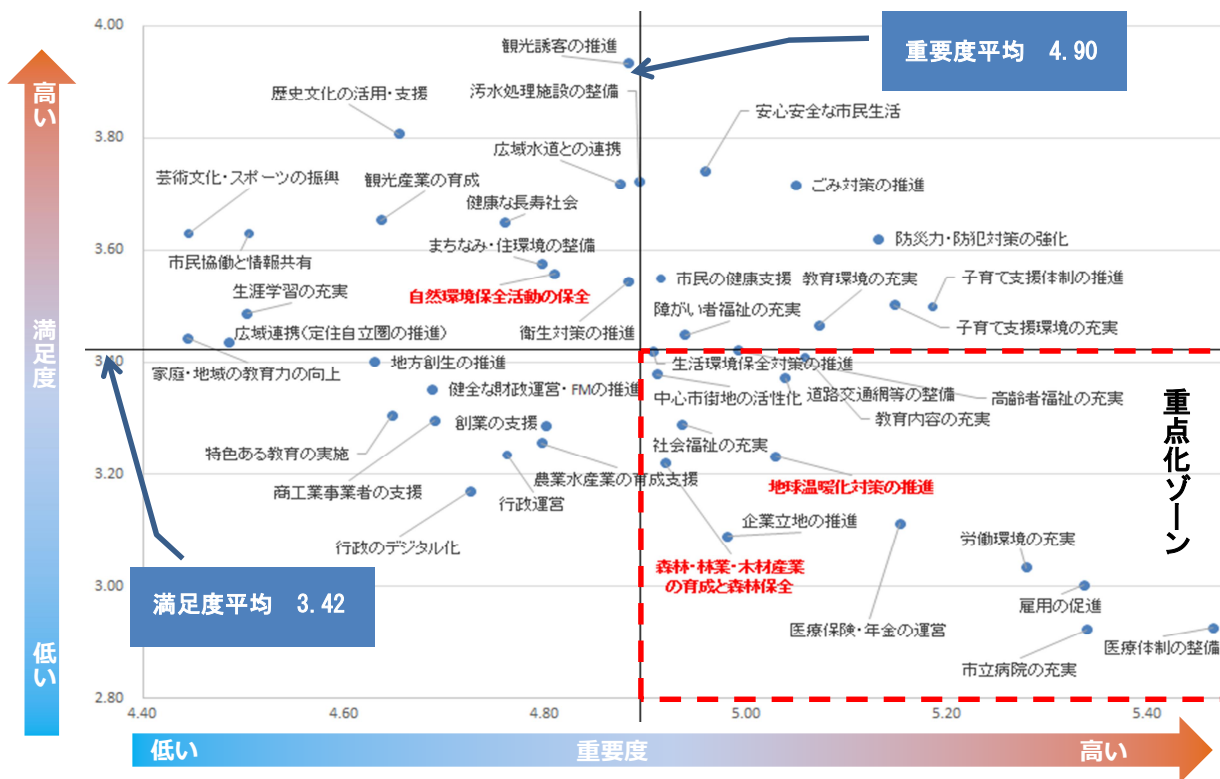
##### ③ 日常生活での主な行き先と交通手段—公園・広場



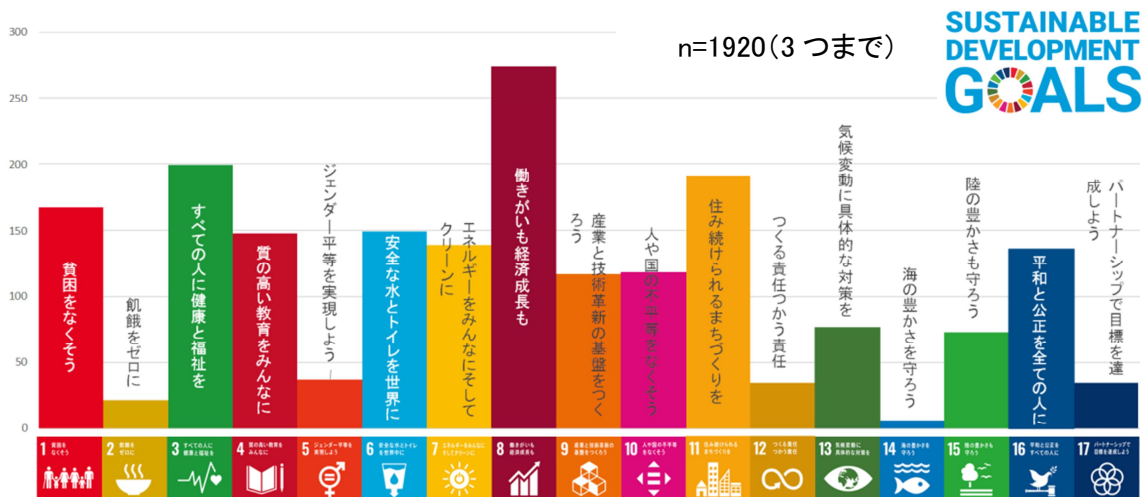
主に市内の公園を利用すると回答した532人のうち、71.8%が交通手段に自家用車を用いると回答しており、徒歩圏内に利用しやすい公園が少ないことがアンケート結果から読み取ることができます。

## (イ) 市民意識調査（2022（令和4）年度実施）

### ① 満足度・重要度の相対分布図



### ② 秩父市が持続可能なまちとなっていくために、どの目標を重視するか



2022（令和4）年度市民意識調査では、満足度が低く重要度の高い重点化ゾーンに雇用・経済関連指標が多く、持続可能なまちの実現にあたって重視される項目に「働きがいも経済成長も」という目標が最多となるなど、本市においては雇用や経済が重視される傾向にあります。



## (ウ) 県民意識調査（埼玉県・2019（令和元）年度実施）

詳細（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/genkyou-chousa/genkyou-chousa-houokusyo.html>）

### ① 「埼玉らしい」と感じる緑

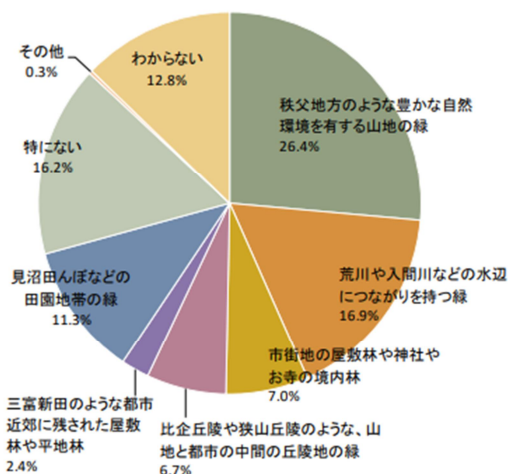


図 2-48 「埼玉らしい」と感じる緑 (%) (n=4,039)

県民意識調査においては、「秩父地方のような豊かな自然環境を有する山地の緑」が最も「埼玉らしさを感じられる緑」と回答されており、「守りたいと思う緑」という設問においても最多となっています。

このことから、秩父の緑は県域的観点からも守るべき重要な緑であることがわかります。

### ② 緑の満足度

| 地域   | 満足度平均 | 満足度偏差値 |
|------|-------|--------|
| 秩父   | 4.16  | 71.73  |
| 北部   | 3.69  | 55.57  |
| 西部   | 3.68  | 55.29  |
| 利根   | 3.61  | 52.94  |
| 川越比企 | 3.55  | 50.94  |
| 全県   | 3.45  |        |
| さいたま | 3.43  | 46.83  |
| 南西部  | 3.42  | 46.41  |
| 県央   | 3.39  | 45.32  |
| 東部   | 3.18  | 38.30  |
| 南部   | 3.13  | 36.67  |

図 3-4 地域別の緑の満足度

緑の満足度については、県内で秩父地域がもっとも最も高く、市町村別においても 3.93 と平均（3.45）を大きく超え上位に位置しています。

### ③ 心地よいと感じる緑、保全・創出が必要と思う緑の散布図（家の周囲）

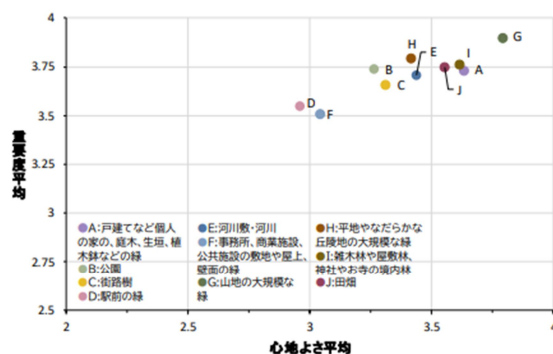


図 2-27 心地よいと感じる緑、保全・創出が必要と思う緑の散布図（秩父地域）

自分が住む住居のまわりで保全・創出が必要な緑については、東京に近い都市部では公園と答える一方、本市を含む秩父地域においては山地の大規模な緑の保全が重要という回答が多くなっています。

## 4. 緑の課題

以上の「秩父市の現況」・「上位計画」・「緑地の現況」・「住民意向」を踏まえた緑の課題を以下に整理します。

### (ア) 「暮らす」緑の課題

本市は豊かな自然に囲まれています。市街地のみどりとオープンスペースが少ない都市構造となっています。車で少し足を延ばせば、羊山公園・秩父ミュージアムパーク・聖地公園などの都市公園、美の山公園やみどりの村、また水質のきれいな荒川や雄大な自然に触れ合える環境が残されていますが、住宅地に身近な公園が少なく、公園で遊ぶにも離れたところまで出かけなければなりません。

ただし、古くからの歴史が息づく本市には、公会堂やその敷地、また札所に代表される社寺林の残る境内地が都市公園に代わるオープンスペースとして地域住民に活用されてきました。こうして開かれたオープンスペースを活用・維持することは、高齢化が進む地域コミュニティの維持、郷土愛の醸成に役立つと同時に、行政視点からも設置・維持管理コストの通減に繋がる可能性があります。

一方、防災系統に関しては、被災時に活用可能な公園の整備がアンケートの最上位に位置していたほか、秩父ミュージアムパーク南側の埼玉県秩父防災基地は市街地の荒川対岸に位置しており、市街地（荒川右岸）側にも防災拠点となる聖地公園が広域避難所としてありますが、ヘリポートはあるものの整備が必要です。

### (イ) 「守る」緑の課題

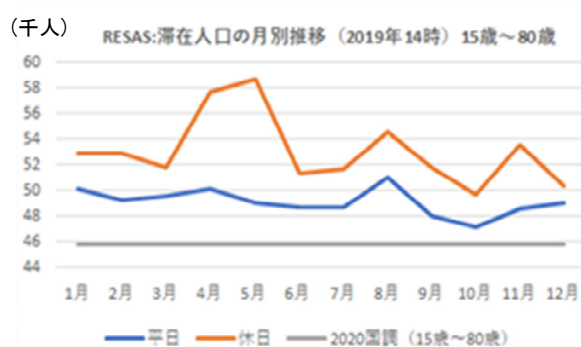
守るという観点からは、本市に存する多様な行為制限に関係する諸法令を詳細に検討していく必要があります。特に、秩父地域の自然・地質という地域資源を持続可能な観光に繋げるための試みである「ジオパーク秩父」においては、保全・保護方針の策定が求められており、市で決定可能な都市計画法に基づく地域地区制度も有効な手段の一つです。しかし、本市においては国・都道府県指定の自然公園・自然環境保全地域・鳥獣保護区域などが重複している上に対象行為にも違いがあり、適用には実効性を含めた詳細な検討が必要です。

また、本市では 2021（令和 3）年に立地適正化計画を策定し、想定最大規模（L2）の浸水想定区域や土砂災害警戒区域・家屋倒壊等氾濫想定区域を居住誘導区域から除外しました。少子高齢化、人口減少が進む中で、今後は災害ハザードエリアへの居住を抑制することで「人命」と秩父地域の特徴的な「景観」を守り、かつ恵まれた「緑」を有効活用するための取り組みが必要になっています。

これらの課題解決に取り組むため、国・県・市・民間事業者その他関係機関が連携できるよう、地理空間情報の活用やオープンデータ化、情報開示が必要です。

## (ウ) 「訪れる」緑の課題

観光地化の進む本市においては、来訪者視点の「みどり」も非常に重要です。観光客の満足度や支出額をあげること、関係人口・移住の促進につながる魅力的な地域づくりにも取り組まなければなりません。また、羊山公園の芝桜開花期間に人流が偏っており、それ以外の時期に観光客が訪れたいくなるような仕掛け作りや、鉄道での来訪者に向けた中心市街地での快適滞在性・歩きたいくなるストリートデザインとオープンスペースの確保が望まれます。



一方、大規模都市公園においては一定の整備が終了し維持管理局面に移行しています。しかし、それぞれ開設から数十年経過しており、長寿命化対策とともに収益化・運用方法の改善も含めた再検討が必要な状況です。

(出典: RESAS (左))

## (エ) 「使う」緑の課題

自然を「使う」という考えは、かつて人間中心的な考えとして非難されてきました。しかし、今日において持続可能な開発という目標の前にこの考えは見直されつつあります。

秩父市荒川日野において地域住民の出資により設立された「陽野ふるさと電力株式会社」は、溪流を流れる水の位置エネルギーを使って発電しその売電収入によって地域の里山を管理する取組みが評価され、2022（令和4）年度緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰を受賞しました。この取組みは、自然を「使う」ことにより人間と自然が「共生」できることを示した好例であり、秩父地域における農業の6次産業化や林業再生、再生可能エネルギーの活用、ジオパーク秩父・甲武信エコパーク、「文化財保存活用地域計画」などもそのための試みです。

今後の持続可能な緑施策においては、生物多様性などに配慮しながらも「使う」という観点が非常に重要です。



## (参考) 都市公園を使いこなす

国の「緑とオープンスペース」政策における中心的位置づけである都市公園は、本来屋外で休息・運動等のレクリエーションを行う場であるとともに、都市環境の改善、防火、避難地確保等の観点からの緑地の確保を目的とする施設でした。

このため、かつて都市公園の敷地内に建物を建てることは厳しく制限され、建ぺい率（敷地面積に対する建築面積の割合）も2%（最大9%）となっていました。社会情勢の変化に伴って次第に緩和され、現在では都市公園法で定める参酌基準を参考に地方公共団体が独自で定められるようになっています。

国土交通省の「都市公園の柔軟な管理運営の在り方に関する検討会」（令和4年10月）でも、都市公園を使いこなす「使われ活きる公園」の実装化に向けた各種の提言がなされており、各地で都市公園の敷地内に教養・文化施設のほか、保育所、児童館、自治組織施設などを公園施設、占用物件として設置したり、カフェやレストランなどの便益施設の利益を整備費用に充てるといった事例が見られます。

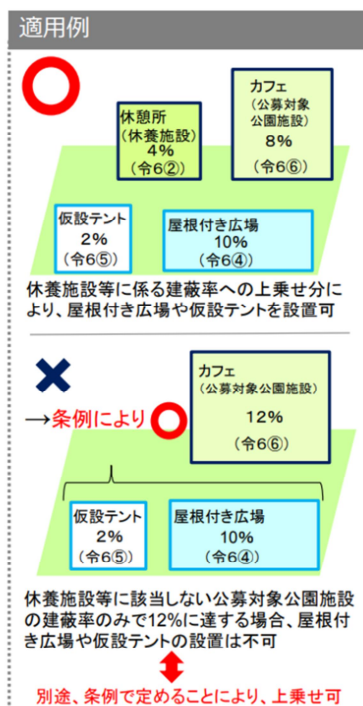
### 都市公園の建ぺい率の参酌基準

注：数値はすべて参酌基準

| 最大34%                                                                                    | 最大24%                                                                  | 最大12%*                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 特例 + 2% 仮設公園施設 (令6⑤)                                                                     |                                                                        |                                                |
| 特例 + 10%<br>屋根付広場等高い開放性を有する建築物 (令6④)                                                     |                                                                        | *条例で<br>上乗せ可                                   |
| 特例 + 20%<br>教養・文化施設で<br>・文化財保護法に基づき指定された建築物<br>・景観法に基づき指定された建築物<br>・歴史まちづくり法に基づき指定された建築物 | 合計で+10%までの範囲で併用可                                                       |                                                |
|                                                                                          | 特例 + 10%<br>・休養施設、運動施設、教養施設<br>・災害応急対策に必要な施設<br>・都道府県立自然公園のための施設 (令6②) | 特例 + 10%<br>公募対象公園施設*<br>(休養施設等に該当しないもの) (令6⑥) |
| 通常建蔽率 2% 公園施設として設けられる建築物 (法4①本文)                                                         |                                                                        |                                                |

公募対象公園施設のうち、休養施設等に該当するものは、令6②を適用

\*休養施設等に該当しない公募対象公園施設のみが設けられる場合に、条例で、公募対象公園施設について上乗せされた建蔽率に、高い開放性を有する建築物に係る建蔽率及び仮設公園施設に係る建蔽率をさらに上乗せすることも可能。



出典：都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン（国土交通省都市局公園緑地・景観課）（2018）



## (オ) 課題のまとめ

前回、前々回計画との目標値と合わせながら、秩父市の緑の現況をまとめます。

|     |     | 都市計画法等に基づく<br>地域制緑地<br>の指定量       | 都市計画区域内<br>一人当たり<br>都市公園面積 | 都市公園<br>の整備量        |       |
|-----|-----|-----------------------------------|----------------------------|---------------------|-------|
| 目標値 | 前々回 | 緑のマスタープラン<br>(計画期間 1979～<br>1998) | 239.6ha                    | 48.2 m <sup>2</sup> | 53 か所 |
|     | 前回  | 緑の基本計画<br>(計画期間 2001～<br>2020)    | 未設定                        | 74 m <sup>2</sup>   | 52 か所 |
| 現況値 |     | 2022                              | 0ha                        | 41.3 m <sup>2</sup> | 7 か所  |

旧秩父市においては、1979（昭和 54）年に緑のマスタープラン、2001（平成 13）年に緑の基本計画を策定、また市条例に都市公園の配置基準を定め都市緑化施策を進めてきましたが、これらの目標はいずれも大幅な未達で終わっています。

その理由として以下が挙げられます。

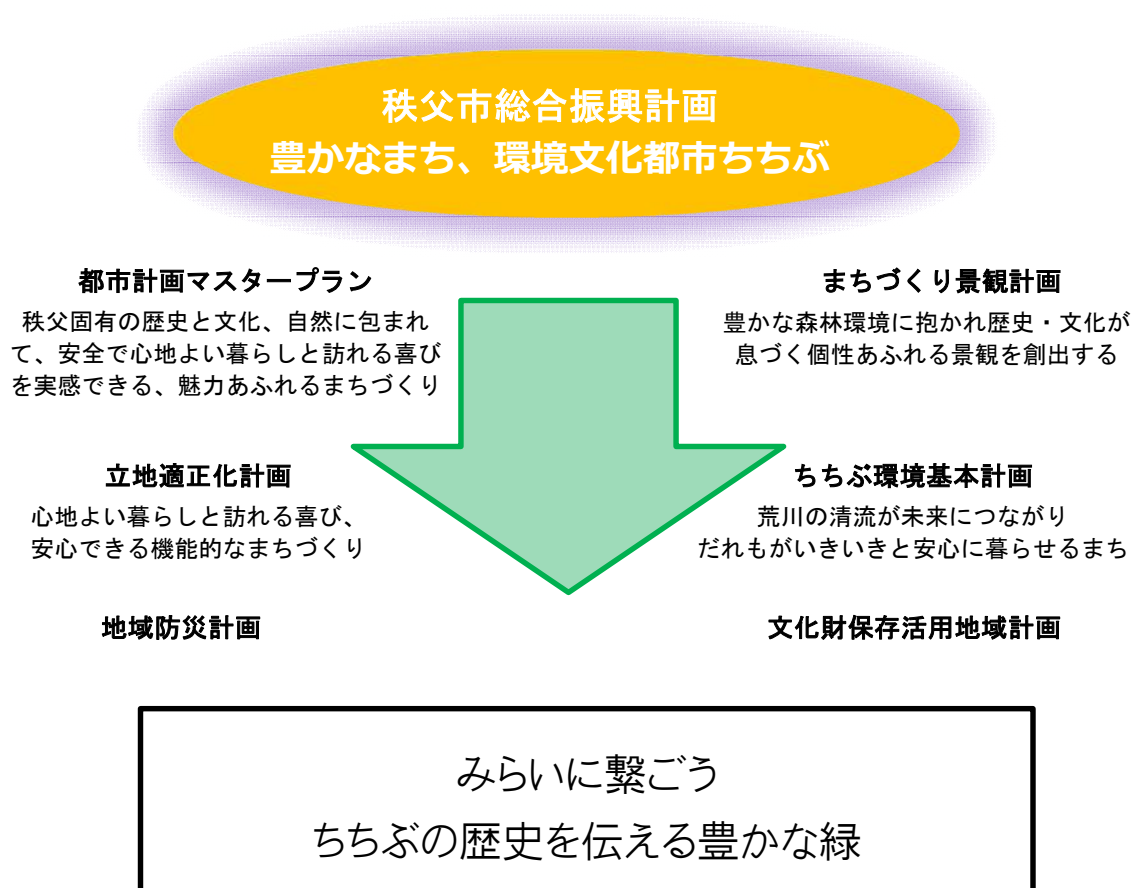
- ① 他法令（都市緑地法以外）に基づく地域制緑地が既に指定されている
- ② 秩父市の都市公園事業は羊山公園・聖地公園・秩父ミュージアムパークといった大規模都市公園に傾斜しており、結果都市公園面積については国の参酌基準（10 m<sup>2</sup>）を大幅に超過している
- ③ 都市公園制度以外によって整備された公園がいくつかある

前回計画においては、影森グラウンド・別所グラウンド・別所流水公園などを運動公園として再整備する方針も記されていました。その後、別所流水公園はちちぶキッズパークとしてリニューアルし、妙見の森公園や和銅児童公園なども新設されていますが、いずれも都市公園として位置付けられていません。

いずれにしても本市における緑の基本計画に基づく緑化政策は有効に機能してこなかったと言うことができ、今までと異なる考え方が必要です。

## 第3章 緑地の保全及び緑化の目標

### 1. 緑の将来像



以上の課題と上位・関連計画を整理し、緑の計本計画における基本理念を「**みらいに繋ごう ちちぶの歴史を伝える豊かな緑**」に設定します。

古来、秩父市は山と川、緑と水に囲まれて、自然の恵みとともに生きる地域であり、その恵みは農業であり養蚕であり林業であり、石灰の採掘でした。そして今は観光・エコツーリズムの時代へと移り変わっています。

これからも、こうした自然の「使い」方は変わっていくかもしれません。それでも私たちは秩父の自然と共存してきましたし、これからも変わらないのではないのでしょうか？

秩父の大地を慈しみつつ、地域の暮らしや文化に根差した秩父らしい自然との共生のありかたを模索し、文化的・経済的・人間的にも豊かな暮らしの実現を目指します。

## 2. 緑の基本方針

---

### (ア) 緑の基本方針の設定

#### ① 豊かな自然と人の暮らしが共生する「持続可能（SDGs）」なまち

本市は埼玉県で最も大きな面積を有し、豊かな自然と古くからの文化が息づく地域です。これからもこの自然と文化を尊重し、「守り」ながら「活用」していくため、各地域の拠点となる施設や自治組織が所有、管理するオープンスペースへの支援を通じて、持続可能な環境づくりに努めます。

#### ② 守り慈しむ秩父山地の自然（緑の核）

本市は土地利用の94%が自然地の緑豊かな自治体です。その一方で、都市計画区域外を中心として無居住化が予測される集落が多数存在するなど、今後の人口減少によって自然的土地利用の割合はさらに高まる見込みです。都市計画区域外を中心とするこの「緑の核」は、埼玉県の象徴的な緑であり、水源、生物多様性、グリーンインフラとして広域的・国家的戦略に基づく施策が展開されるべき地域です。これらの区域については、国・県と連携して緑地の保全、国土の適切な維持管理、環境と調和した利活用に努めます。

#### ③ 訪れる楽しみと学びのみどり

秩父地域にはレジャー施設、自然環境の学習施設、観光農園などが多数存在し、流入する観光消費が経済に好影響をもたらしています。こうした自然を活用したエコツーリズム・経済活動を支える拠点として、来訪者を迎え入れ秩父地域のゲートウェイともなる駅前空間の緑化や道の駅の機能向上、まちなか観光を支える中心市街地の快適空間づくりに努めます。

#### ④ 緑を使った（活用した）まちづくり

用途地域内（市街地）においては、依然としてみどりやオープンスペースが不足しています。高齢者に優しく子育てしやすい、移住者に選ばれる地域づくりのためにも、住環境向上への取組みが課題となっています。

こうした箇所においては、今後急増が懸念される低未利用地等や市街地周辺の河川空間、大規模公園をうまく使ったまちづくりに取り組みます。また、羊山丘陵から荒川に流れる押堀川・滑川、また街路樹によるみどりのネットワーク化を通じ便利で暮らしやすい都市的住環境の向上を図るとともに、防災系統緑地を適切に配置し、安心・安全なまちづくりを進めます。

## (イ) 防災系統緑地基本方針

### ① 防災拠点

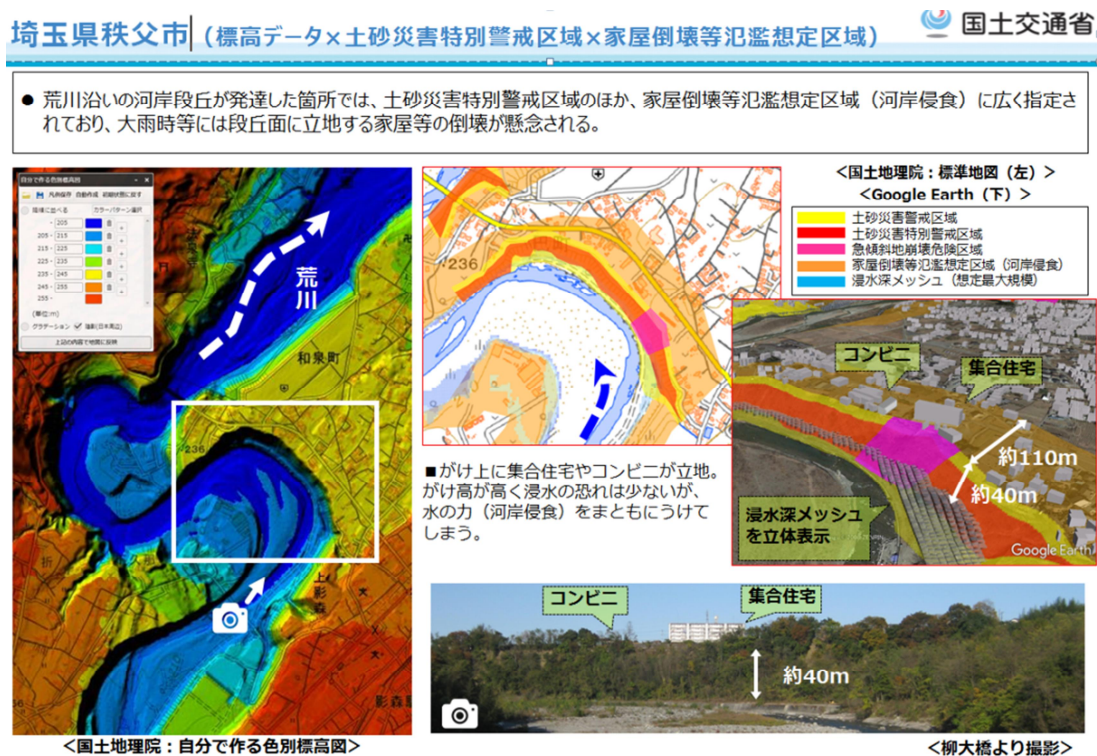
秩父ミュージックパークの南側には埼玉県秩父防災基地が設置されており、ヘリポートが備え付けられ秩父地域における広域防災拠点となっていますが、荒川を挟んで市街地の反対側に位置しています。

右岸側（市街地側）の防災拠点は、秩父市本庁舎や羊山公園・聖地公園などが担うと考えられますが、災害に活用できる公園が必要という住民意見も踏まえ、地域の身近な防災拠点となるオープンスペースの設置を図ります。

### ② 土砂災害の軽減

本市は羊山丘陵と荒川に挟まれた河成段丘の上に市街地が形成されており、縁辺部に崖地が多い地形条件になっています。樹木には土砂災害の被害を軽減する機能があり、秩父独特の自然景観を保全しつつ安全な暮らしを守るためには、できるだけ河川の近くや急傾斜地の開発行為や宅地利用を抑制し、自然環境を保全することが必要です。

同時に、影森の巴地区や大野原諏訪地区など、河川の浸食作用が強い箇所については、護岸対策も併せて検討する必要があります。

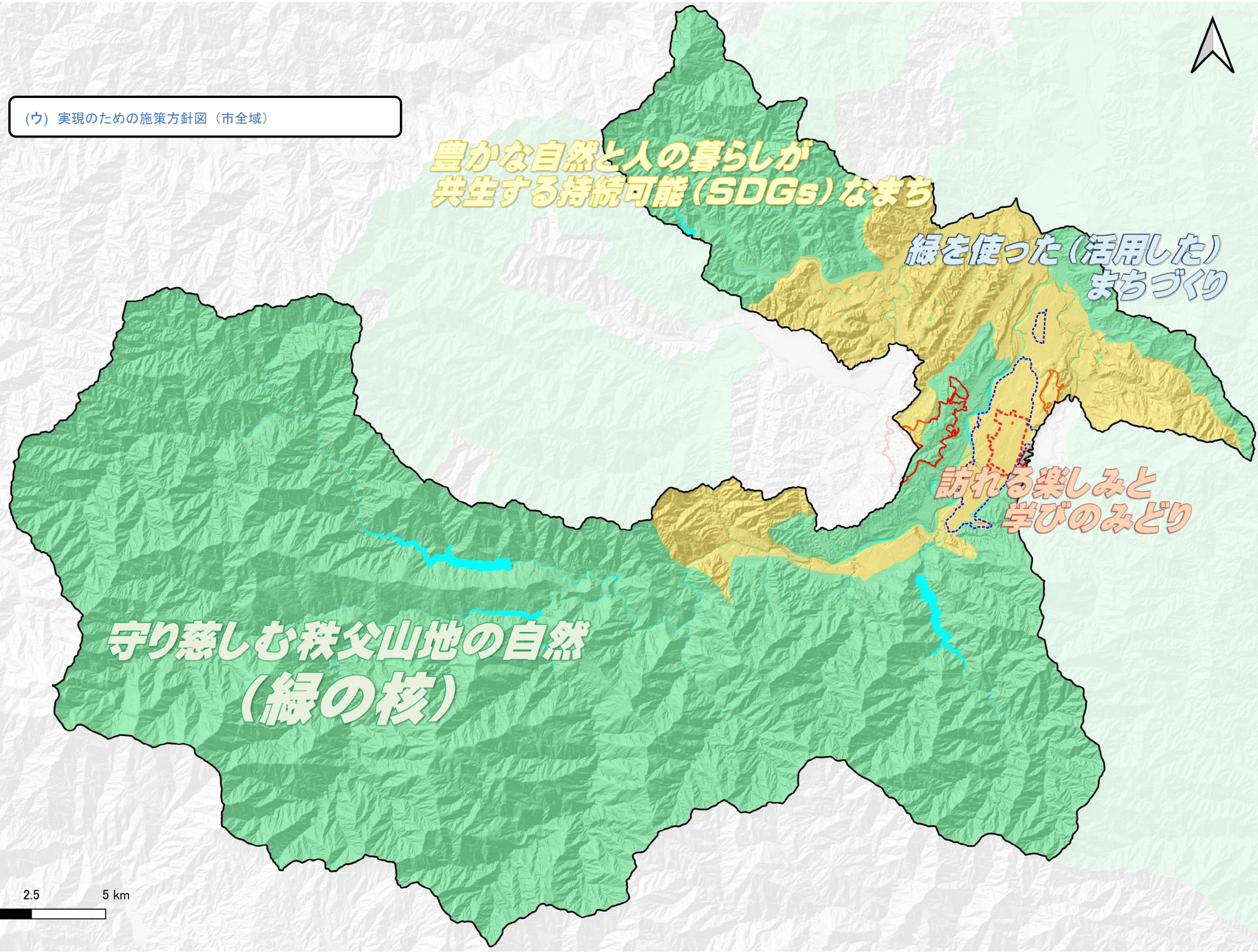


立地適正化計画防災コンパクト先行モデル都市資料





(ウ) 実現のための施策方針図（市全域）

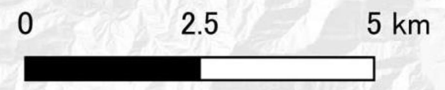


豊かな自然と人の暮らしが  
共生する持続可能(SDGs)なまち

緑を使った(活用した)  
まちづくり

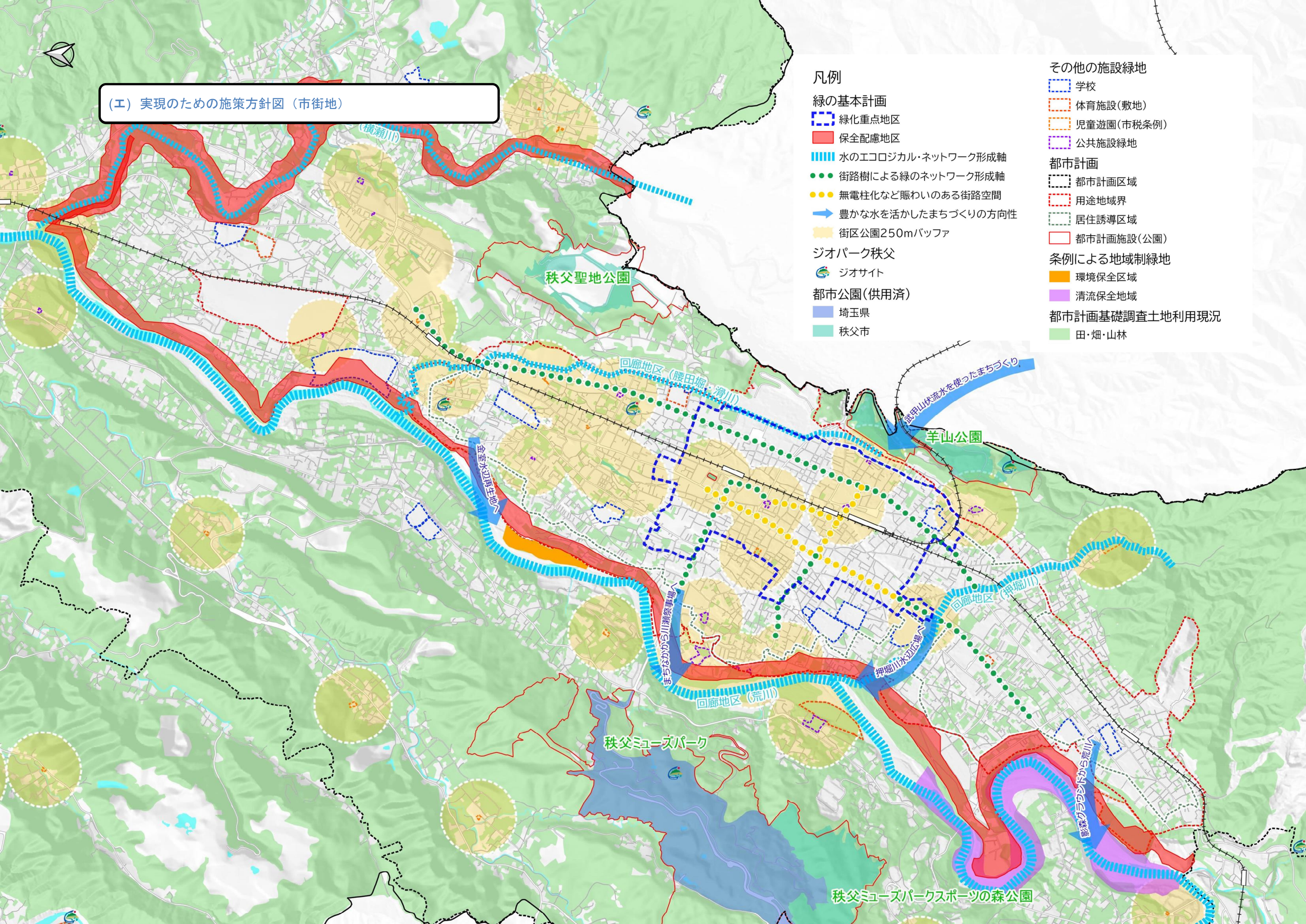
訪れる楽しみと  
学びのみどり

守り慈しむ秩父山地の自然  
(緑の核)





(エ) 実現のための施策方針図（市街地）



凡例

緑の基本計画

- 緑化重点地区
- 保全配慮地区
- 水のエコロジカル・ネットワーク形成軸
- 街路樹による緑のネットワーク形成軸
- 無電柱化など賑わいのある街路空間
- 豊かな水を活かしたまちづくりの方向性
- 街区公園250mバッファ

ジオパーク秩父

- ジオサイト

都市公園(供用済)

- 埼玉県
- 秩父市

その他の施設緑地

- 学校
- 体育施設(敷地)
- 児童遊園(市税条例)
- 公共施設緑地

都市計画

- 都市計画区域
- 用途地域界
- 居住誘導区域
- 都市計画施設(公園)

条例による地域制緑地

- 環境保全区域
- 清流保全地域

都市計画基礎調査土地利用現況

- 田・畑・山林



### 3. 目標数値の設定

#### (ア) 計画のフレーム

目標年次については、前回、前々回計画と同じく計画期間を20年（2042（令和24）年まで）とし、国勢調査・都市計画基礎調査などの大規模調査を踏まえたPDCAサイクルを5年ごとに実施、有識者委員会等に報告しつつ、大きな乖離が生じた場合には必要に応じて計画を見直します。

#### (イ) 計画の目標水準（KPI=Key Performance Indicator）の設定

基本方針で掲げた目標を達成するため、以下の目標を設定します。

| 基本目標  |   |                                             | 現状   | 2023<br>2027 | 2028<br>2032 | 2032<br>2037 | 2038<br>2042 |
|-------|---|---------------------------------------------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 保全の目標 | 1 | 豊かな自然と人の暮らしが共生する「持続可能（SDGs）」なまち             |      |              |              |              |              |
|       |   | 民間施設緑地（児童遊園等）の設置数                           | 19   | 19           | 19           | 19           | 19           |
|       | 2 | 守り慈しむ秩父山地の自然                                |      |              |              |              |              |
|       |   | 緑被率（都市計画基礎調査 自然的土地利用・市全域）                   | 94 % | 94 %         | 94 %         | 94 %         | 94 %         |
| 創出の目標 | 3 | 訪れる楽しみと学びのみどり                               |      |              |              |              |              |
|       |   | 都市機能誘導区域内の公園等 <sup>17</sup> の設置数（都市公園以外を含む） | 4    | 4            | 5            | 5            | 6            |
|       | 4 | 緑を使った（活用した）まちづくり                            |      |              |              |              |              |
|       |   | 低未利用地等を活用したオープンスペース（計画期間累計）                 | 0    | 1            | 2            | 3            | 4            |

※ <sup>17</sup>都市機能誘導区域内の公園等

大宮児童公園・御花畑児童遊園地・熊木ふれあい広場・妙見の森公園

本市の一人当たり都市公園面積は既に基準を超過しており、設置箇所数についても河川などの自然地、他法令等に根拠を持つ施設、さらには境内地や自治組織の施設などの民地をオープンスペースとして積極的に活用する観点から目標値として定めず、秩父の豊かな歴史と文化、自然を活用したまちづくりを進めます。

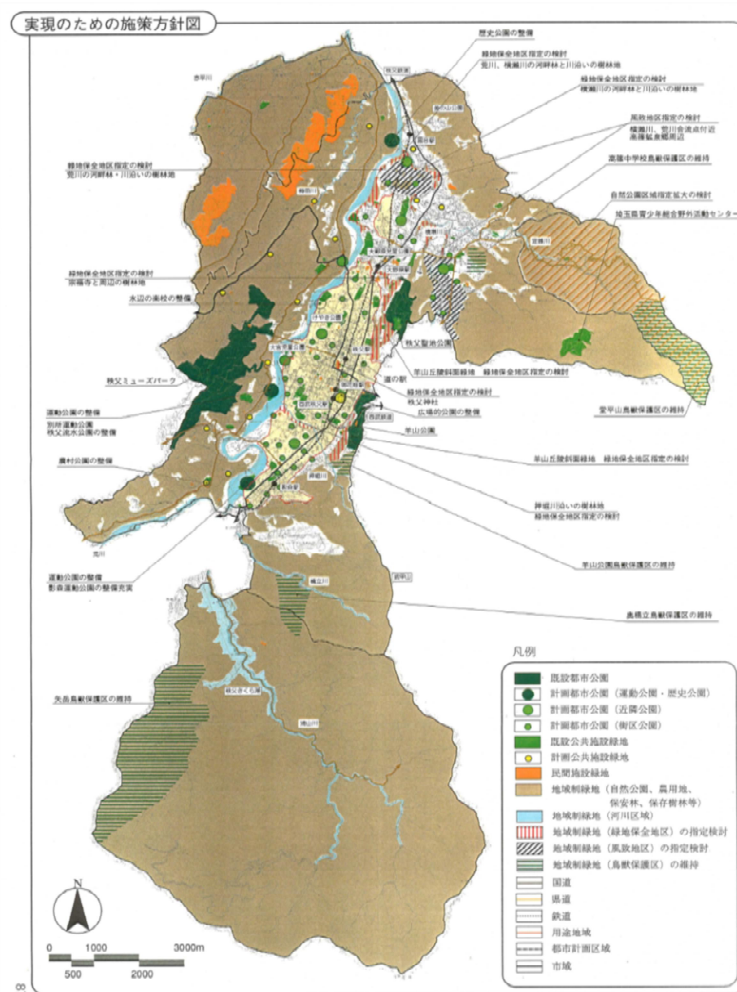
# <参考：都市公園法における都市公園の設置基準について>

かつては、都市公園法施行令において都市公園の配置、規模等に関する技術基準が示され、本市の前回計画（2001（平成13）年）においてもこの技術基準に基づいて都市公園の配置方針を定めていました。

しかし、平成23（2011）年の地方分権一括法の改正に伴うに都市公園法の改正によってこの義務付けは見直され、地方自治体が都市公園を設置する場合には「緑の基本計画」に即して行うように努めることとされています。（都市公園法第3条第2項）

前回計画

「実現のための施策方針図」





#### ① 豊かな自然と人の暮らしが共生する「持続可能（SDGs）」なまち

自然と文化が息づく本市において、地域の文化を継承し、郷土愛を育むコミュニティスペースは欠かせないものです。たとえ遊具が必要とされなくなったとしても、近隣住民のお茶のみ場として、郷土芸能などの練習場として、また移住者の交流の場としてもこうしたオープンスペースはさらに活用されるべきものと考えます。

児童遊園だけでなく、行政・自治組織施設、社寺など地域に密着したオープンスペースづくりや活用に取り組むとともに、標識・遊具の更新・設置などを進めます。

#### ② 守り慈しむ秩父山地の自然

主に都市計画区域外にある秩父山地の自然は、国家的施策に基づいた保全が求められる地域です。人口減少に伴って人間の活動領域が減り、緑被率は年々上昇していますが、急傾斜地への太陽光発電設備の設置、リニア開業・また将来的な雁坂トンネルの無料化による交通量増加を見越した開発などが行われる可能性も否定できません。こうした開発動向を注視するため、都市計画基礎調査土地利用現況を通じた緑被率のモニタリングを行います。

#### ③ 訪れる楽しみと学びのみどり

秩父地域にはレジャー施設、自然環境の学習施設、観光農園などが多数存在し、流入する観光消費が経済に好影響をもたらしています。来訪者を迎え入れ秩父地域のゲートウェイともなる駅前空間や道の駅、まちなか観光を支える中心市街地の快適空間づくりとともに、エコツーリズム・経済活動を支える拠点として官民間わず活用されるオープンスペースづくりに取り組みます。

#### ④ 緑を使った（活用した）まちづくり

用途地域内（市街地）においては、依然としてみどりやオープンスペースが不足しています。こうした箇所においては、今後急増が懸念される空き地・空き家を活用したみどりの創出を推進するとともに、市街地周辺の河川空間や大規模公園へのアクセス改善により身近に自然を感じられる環境を整えます。また、羊山丘陵から荒川に流れる押堀川・滑川や腰田堀等の雨水幹線の整備、また街路樹による緑のネットワーク化を通じて、便利で暮らしやすい都市的住環境の向上を図ります。

今後、人口減少により低未利用地等はさらに増大していくものと考えられますが、こうした「空き地」を地域で有効に活用する取組みを他施策と連携して進めます。

## 第4章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

### 1. 推進施策の体系

#### (ア) 施設緑地

本市においては、郊外に大規模都市公園等が設置され市街地における身近なみどりとオープンスペースの確保に課題を抱えています。

そこで、人口減少による都市のスポンジ化が懸念される市街地において、空き地・空き家・低未利用地・所有者不明土地などを活用し、土地の集約を図りながらオープンスペースの確保や住環境の向上を進めます。

郊外においては、地域に根差した自治組織施設・社寺林・児童遊園等の民地と、秩父地域の豊かな自然環境を活用した地域コミュニティの再生を図ります。

また、公園施設長寿命化対策事業を活用した大規模公園の適切な維持管理に努めるとともに、国庫補助事業の有効活用という観点から都市公園と同等の機能を持つ公共施設緑地の都市公園化を検討します。

#### (イ) 地域制緑地

地域制緑地については、広域的に重要な意味をもつ自然公園等（自然保全地域・保安林・鳥獣保護区・河川区域・砂防指定地等）の施設管理者の積極的な関与を第一としつつも、それらの指定区域外や指定区域内であっても課題解決につながらない場合に、都市計画法もしくは条例による地域制緑地の指定を検討します。

また、大規模開発に対しては埼玉県「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」の緑化計画届出制度による緑地創出の取り組みや、景観法や地区計画、開発許可制度を活用した周囲の山なみ・武甲山に対する景観上の配慮を求めます。

荒川・横瀬川沿いの河成段丘、羊山・長尾根丘陵周辺の災害ハザードエリアについては、住宅地以外の土地利用を誘導し人命の安全確保を最優先にしつつ、自然景観を保全と運動場などオープンスペースとしての利活用に努めます。

## 2. 施策の展開

### (ア) 都市緑地法等に基づく区域の指定方針

#### ① 特別緑地保全地区、緑地保全地域、緑化地域（都市緑地法）

特別緑地保全地域については、都市計画区域内にあって都市緑地法第12条第1項各号に規定されるような地域の特徴的な地形・地質、文化的価値を有するものであって、それらが開発圧力によって危機に瀕するような場合に指定します。

#### ② 風致地区（都市計画法）

視認度が高い緑地、郷土景観として保全すべき緑地、良好な街並みを誘導する必要がある地区等で、自然公園区域外にあり都市計画上保全の必要性が高い地区において検討します。

### (イ) 緑の基本計画において即地的に定める区域

#### ① 保全配慮地区（都市緑地法第4条第2項第8号）

市街地と荒川・横瀬川に挟まれた河成段丘面に沿って保全配慮地区を設定し、秩父独特の自然景観である河成段丘面及び段丘崖の保護を図ります。

併せて、これらのエリアは家屋倒壊等氾濫想定区域や想定最大規模（L2）の浸水想定区域に含まれ、建築相談や立地適正化計画における届出の際にハザードエリアに含まれていることや埼玉県建築基準法施行条例における「がけ」の対象となる可能性を説明、周知します。

埼玉県に対しては、今後予定されている土砂災害（特別）警戒区域の2巡目指定において、現在人家等が立地していなくても用途地域内や今後開発の可能性があるところについては、土砂災害（特別）警戒区域の指定について協議していきます。

これらによっても、なお開発が進行するおそれがある場合には、前述の（特別）緑地保全地域等に指定します。

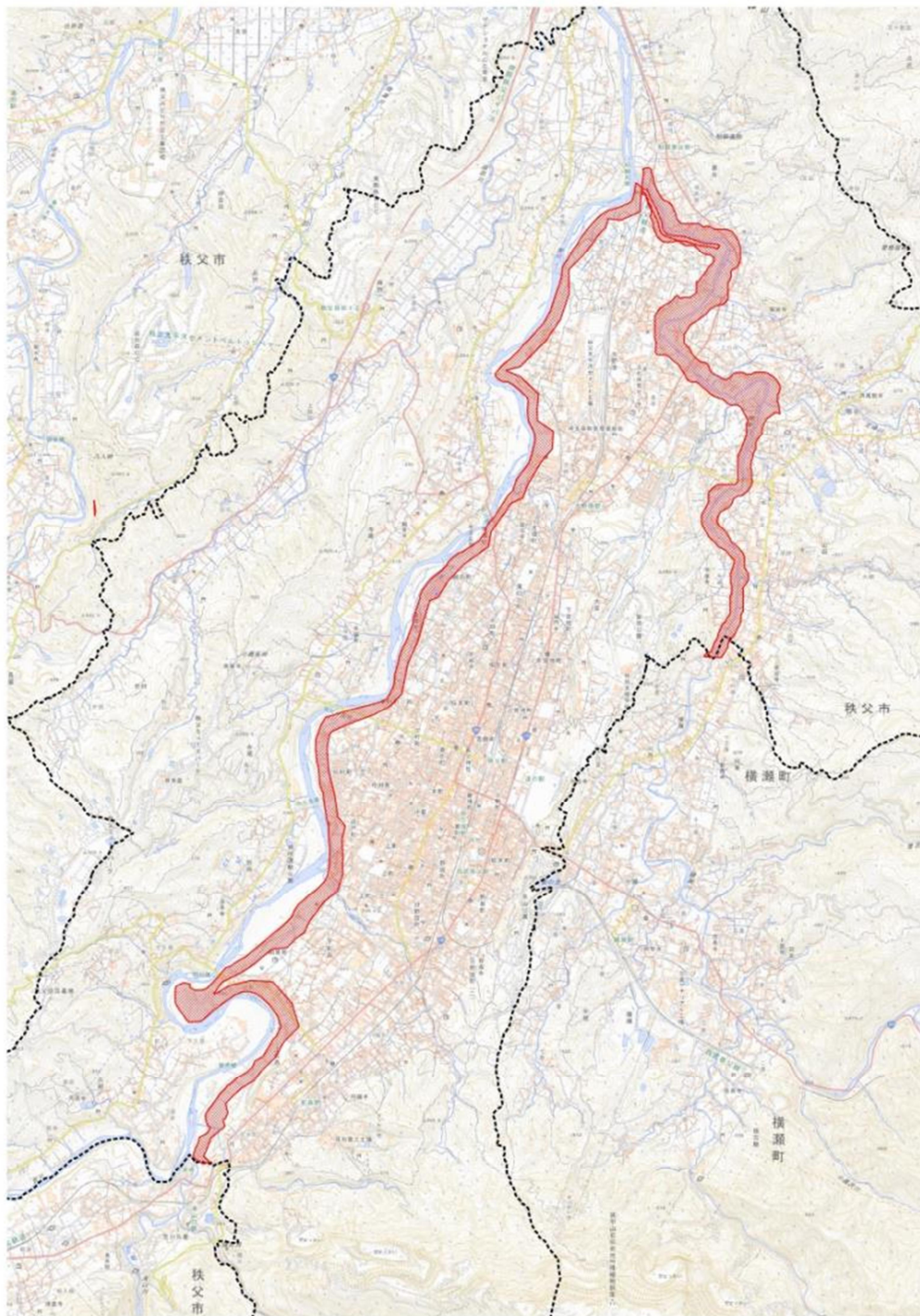


土砂崩落対策工事が施行された荒川の段丘崖  
（近戸町）佐久良橋より撮影



## 保全配慮地区

(荒川と橋立川の合流地点より荒川の右岸側および横瀬川の両岸の段丘崖、及びがけ高の約 5 倍の範囲。家屋倒壊等氾濫流想定区域（河岸侵食）に同じ)



下図：国土地理院電子国土基本図

## ② 緑化重点地区（都市緑地法第4条第2項第6号）

前回計画においては、中心市街地のうち秩父駅南側 324ha を緑化重点地区に指定していましたが、立地適正化計画における都市機能誘導区域と同じ区域を緑化重点地域に指定します。

この区域においては、市民だけでなく来訪者も多目的に活用できるオープンスペースの確保に取り組むとともに、駅前において秩父地域の玄関口としての緑あふれるおもてなし空間の形成、主要幹線においてはウォーカブルな無電柱化もしくは街路樹の植栽など、「居心地が良く歩きたくなる」高質な空間形成に重点的に取り組みます。

### 緑化重点地区

（約 186ha 都市機能誘導区域に同じ）



前回計画の区域



下図：国土地理院電子国土基本図



## (ウ) その他の地域制度緑地

その他の地域地区等については、引き続き秩父市環境保全条例に基づく環境保全地域・清流保全地域に基づく維持管理や実施計画の実施に努めます。

## (エ) 都市公園の整備及び管理の方針

### ① 大規模公園（市管理）の整備・配置・管理方針

市管理の都市公園のうち、都市計画決定されている市管理の大規模都市公園<sup>18</sup>（羊山公園・聖地公園・秩父ミュージックパークスポーツの森公園）については、市民アンケートにおける取組み重要度の結果も低く、原則費用対効果の低い未供用地の買い取り整備は行わず、今後は維持管理・施設更新に重点を移します。あわせて未供用区域（長期未整備都市計画公園）の整備計画について再検討します。本市においては、1978（昭和53）年に一斉して都市公園法上の開設告示を行っています。が、羊山公園は昭和30年代、聖地公園も昭和40年代に事実上の供用が開始されており、今後は整備が終了した箇所から適切に開設告示を行います。

また、これらの大規模公園はいずれも広域的に活用されていることから、定住自立圏事業への位置づけを検討します。

維持管理については、2023（令和5）年度に公共施設個別施設計画である公園施設等長寿命化計画の策定、2024（令和6）年度からはそれに基づく社会資本整備総合交付金公園施設長寿命化対策事業の実施に向け調整します。施設更新の際は、共生社会の実現を目指しインクルーシブデザインの遊具や公園施設を優先的に選定します。

財源については、国費とともに都市計画事業の認可を得て都市計画税を充当することを検討します。

### <インクルーシブデザイン>とは？

「インクルーシブデザイン」とは、高齢者、障がい者、外国人など、従来のデザインプロセスから除外（Exclude）されてきた多様な人々と一緒にデザインする手法のことです。

似た言葉に「ユニバーサルデザイン」があり、誰にでも使いやすいという目的は同じですが、デザイナーが考案する「ユニバーサルデザイン」に対し、実際に使用するユーザーや消費者の意見が反映されたデザインであるという違いがあります。

<sup>18</sup>都市公園法において大規模公園とは広域公園・レクリエーション都市のことを指すが、本計画においては秩父ミュージックパーク（スポーツの森公園）のほか羊山公園・聖地公園も含む。

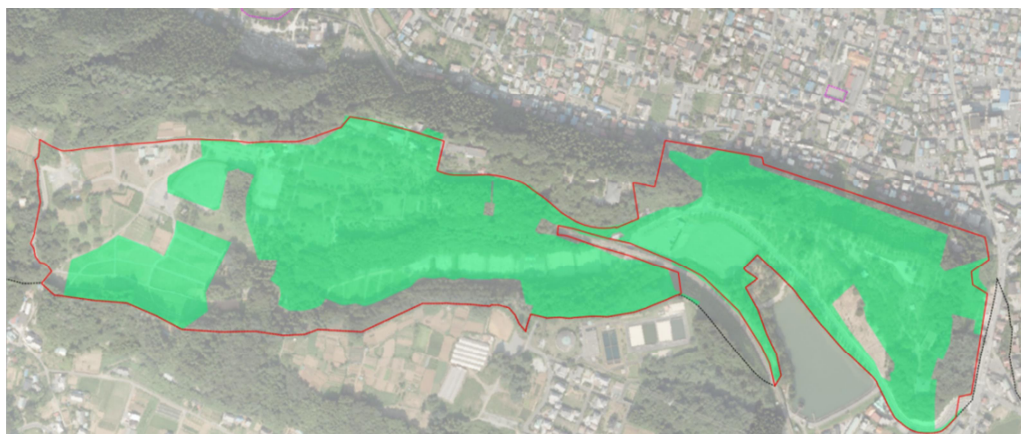


## ② 羊山公園

羊山公園については、未買収地が飛び地のようにになっており、安全な芝桜まつりの実施対策という観点からも、借地を含む未買収地の買い取りを行うとともに、整備箇所から順次供用を開始します。

また、老朽化対策とともに植樹を見直し、一年を通じた羊山公園の魅力・観光誘客力の向上と計画的な芝桜の丘の土壌改良に取り組めます。

### <羊山公園の都市計画施設の区域と供用区域>



※ 赤線が都市計画施設の区域、緑の色塗り部が概ねの開設告示区域

### <羊山公園：芝桜の丘>

計画的な土壌改良実施のイメージ図

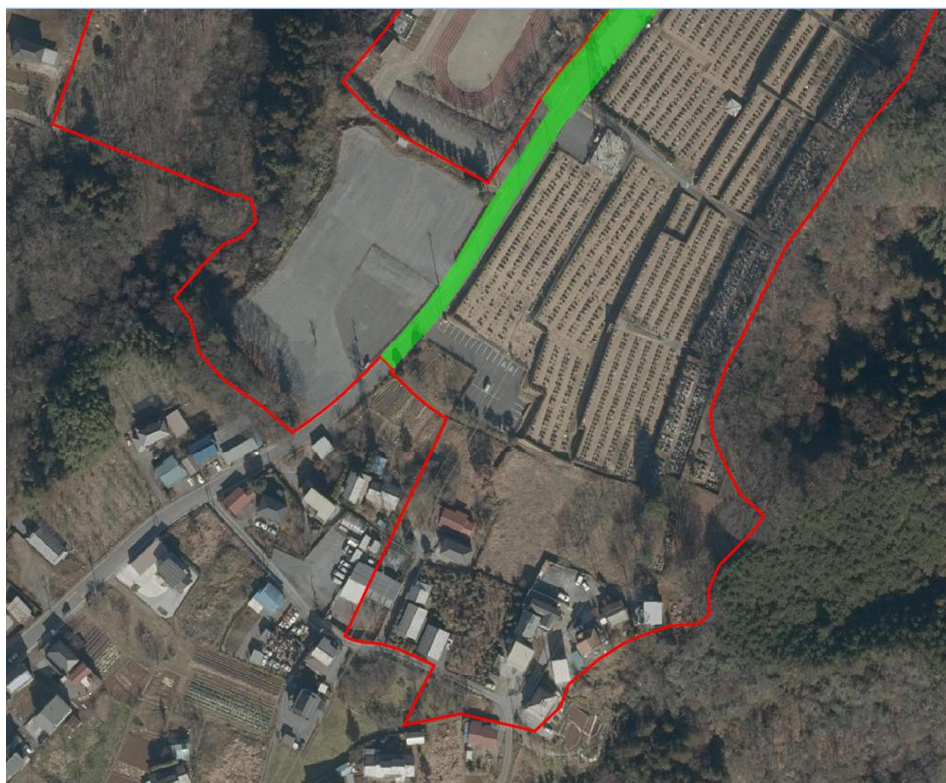


### ③ 秩父聖地公園

秩父聖地公園は特殊公園（墓園）として 1966（昭和 41）年に都市計画決定、整備箇所から随時供用が開始され、墓地計画標準（1959（昭和 34）年旧建設省通達）のとおりに墓所面積は計画面積（54.8ha）の 3 分の 1（18ha）として運営してきました。（都市公園供用面積 14ha）

しかし、計画区域の南側には住宅が多数立地、今後の用地取得には困難を極めます。墓地計画標準が 2000（平成 12）年に廃止されたことを踏まえ、住環境を悪化させないように緩衝緑地を適切に配置したうえで計画区域の見直しに着手します。

#### <秩父聖地公園南側>



赤枠：都市計画施設の区域、緑線：都市公園の開設済み区域

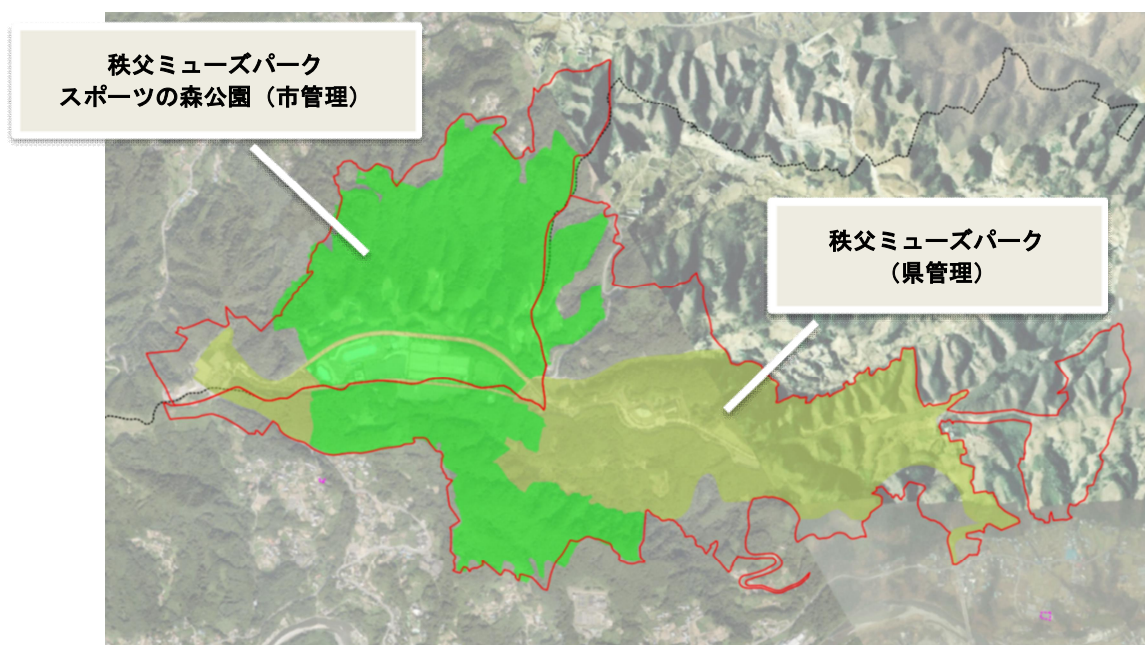
計画区域内に住宅が多数立地している

#### ④ 秩父ミュージズパークスポーツの森公園

秩父ミュージズパークスポーツの森公園は、2025（令和 7）年全国植樹祭のメイン会場に予定されています。これに合わせ、2023（令和 5）年度実施予定の公園施設長寿命化計画に沿って公園施設の修繕に取組み、合わせて植樹祭実施後の公園のあり方についても検討を行っていきます。

また、現在はプールにおいて指定管理者制度、その他の施設においては複数事業者による管理許可制度（都市公園法第 5 条）によって運営されていますが、民間企業によるより多くの投資を誘導するための Park-PFI 制度導入などを検討します。

#### ＜秩父ミュージズパークの開設区域・管理区分図と行政界＞



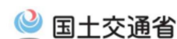
下図：国土地理院全国最新写真（シームレス）



## ＜公募設置管理制度 (Park-PFI) ＞とは

公募設置管理制度 (Park-PFI) とは、民間資金等を活用した公園利用者の利便性向上、公園管理者の財政負担の軽減を図るため、2017 (平成 29) 年の都市公園法改正により新設された制度です。

## 公募設置管理制度 (Park-PFI) の概要



- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設 (公募対象公園施設) の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される



### Park-PFIの活用によって促される効果

- 公園管理者側** 公共部分の整備に収益を充当させる仕組みが法定化され、選定プロセスが明確化になったことで、民間が参入しやすくなり、効果的・効率的な公園の再整備が促進される
- 事業者側** 法律に基づく各種特例措置によって、公園という立地環境を活かしつつ、長期的な戦略をもって安定的な施設運営を行うことが可能となる
- 公園利用者側** 公園の利便性が向上するとともに、公園の周辺も含めたエリアの魅力向上につながる

3

「都市公園における官民連携の推進」PPP/PFI 推進施策説明会 2022

本市においては、秩父ミュージアムパークスポーツの森公園において既に民間事業者による利用料金の徴収を伴う公園運営が行われていますが、管理許可制度 (都市公園法第 5 条) では期間の上限は 10 年となっており、民間事業者にとって資本回収に期間が短いという課題を抱えています。

また、国は都市公園に関する国の交付金事業を実施するにあたり、**利用料金の徴収を伴う施設の整備を新たに実施する場合には、公簿設置管理制度 (P-PFI 事業) の導入に係る検討を了することを要件**としています。

## ⑤ 都市公園（街区）および都市公園以外の施設緑地等の整備・配置方針

都市公園については、公園施設長寿命化計画に基づく長寿命化対策と維持管理の着実な実行に努めます。あわせて、既開設の公共施設緑地（都市公園以外）を必要に応じて都市公園法へ位置付け、国の支援制度の活用を模索します。

また、公共施設のリノベーション手法として都市公園法・都市再構築戦略事業などを活用することや、道の駅のオープンスペースとしての機能拡充、中心市街地において街路事業と合わせた防災もしくは来訪者も楽しめる歩きたくなるウォークアブルな空間づくりを目的とした都市公園の新規設置を検討します。

今後は、市街地を中心として空き地・空き家等の増加が懸念されており、これらを時間軸の中で活用し、みどりの創出や住環境の改善、もしくは企業立地可能な土地の創出などより良い土地利用の実現に向け取り組みます。事業化には、小規模で柔軟な土地区画整理事業や低未利用地権利設定促進事業の活用を検討します。

## (オ) その他の施設緑化

### ① 河川・親水空間の活用

河川空間については、浸水想定区域であることの周知により、災害ハザードエリア等への住宅等の立地を抑制しつつ、雪害時の雪捨て場、グラウンドなどのオープンスペースとして活用を検討していきます。

また、首都東京の上流域として、流域治水プロジェクトに基づく自治体間連携による施策（治山事業・グリーンインフラの創出・上下流域の自治体交流など）の実施とともに、市街地から親水空間へのアクセスを高め自然に触れ合える機会を増やすこと、中心市街地における高質空間の形成に資する武甲山伏流水を利用したまちなか親水空間づくりなども併せて検討していきます。



荒川水系（埼玉ブロック）  
流域治水ロゴマーク

### ② 公共施設緑化

駅前空間や道の駅などの観光拠点において、オープンスペースの設置や緑化を含む秩父らしい景観の向上に取り組むとともに、幹線街路の街路樹等については、緑のネットワーク形成に寄与しつつ構造物を破壊しないよう樹木管理を適切に管理します。

### ③ 民間施設緑化

民間施設緑地については、引き続き市独自の児童遊園制度の活用に取り組み、地域コミュニティや里山環境の維持に努めます。

住宅の敷地拡大による敷地内緑化の推奨や、「花いっぱい運動」による景観の美化や潤いと活気のあるまちづくりを目指します。

大規模開発においては、埼玉県緑化計画届出制度や開発指導を通じて緑化及びオープンスペースの確保に取り組みます。

また、巨木・銘木については、市指定天然記念物（文化財保護条例）、保存樹（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律）、景観重要樹木等（景観条例）への指定を検討します。

### (カ) 生物多様性への取り組み

緑地の保全、都市公園・河川の整備などを通じて、動植物の生息・生育環境の保全のための取り組みを行い、エコロジカル・ネットワークの形成に努めます。

圏域の生態系の現状を把握するための動植物の調査を行います。

#### <エコロジカル・ネットワークとは>

野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークのこと。



出典：「人と自然との美しい共生エコロジカル・ネットワーク」国土交通省河川局河川環境課



## (キ) ボランティア・民間団体との連携

今後、公園や緑地の維持管理において、町会等自治組織を含むボランティア団体の協力は不可欠です。街区レベルの公園の維持管理について、近隣住民のニーズに合った公園づくりに取り組むとともに、維持管理について協力を依頼します。

また、大規模公園や街路・河川空間（ロードサポート、水辺再生 100 プラン再生地・押堀川水辺広場など）についても、ボランティア団体等への管理許可や協定を通じて、特色ある植栽や親水空間づくりに取り組みます。

ボランティア団体の埼玉県みどりのポータルサイトや埼玉県生物多様性保全活動登録団体への登録を促し、ボランティア団体の広域的な連携を進めます。

流域自治体・鉄道沿線自治体と協力し、積極的な PR 活動をすることによって、秩父地域で活動する企業を増やすよう試みます。



芝桜ボランティアによる除草作業の様子



芝桜市民ガーデン

## (ク) その他の施策

### ① 景観・視空間

秩父市まちづくり景観計画に基づく周囲の色彩に調和した建築物の建築や周囲の山並み景観、都市計画法における地区計画制度などを活用した高さ制限により、道の駅や駅前空間などのランドマークから市のシンボルでもある武甲山への景観上の配慮を求めます。

また、景観重点地区を増やすため地域住民との合意形成や、秩父の歴史と文化を楽しむまちなか景観の向上に取り組むとともに、計画策定から約 15 年経過した景観計画の効果検証を行い、必要に応じて改訂します。

### ② DX・IT などの導入・推進

地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし地方と都市の差を縮めていくことで世界とつながるデジタル田園都市国家構想の実現のため、都市公園・緑地管理台帳の電子化を進め、測量成果・統計情報のほか、湧水地、文化財、観光情報などの地域資源をオープンデータ化し、庁内・関係機関の相互連携に役立てます。

また、地理空間情報活用推進基本法に基づき、地図関連業務における基盤地図情報の相互活用と国土地理院の測量成果、国土数値情報、環境アセスメントデータベース（EADAS）などのオープンデータ、QGIS などのオープンソースソフトウェアの活用や、ドローンやラジコン草刈り機、3 次元測量や各種センシング技術など新技術の導入による低コスト・省力化を進めます。



#### ■ 環境アセスメントデータベース（EADAS）

環境省が提供する web-GIS。（左）

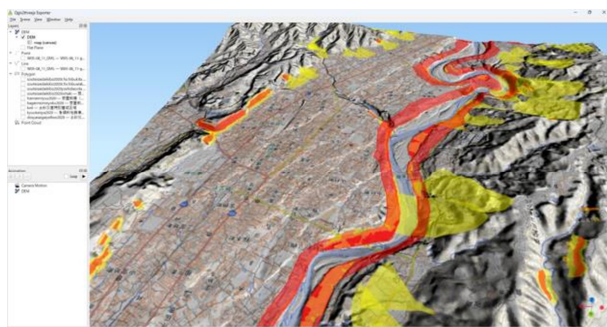
より高度な環境アセスメントのため、地形・地質から天然記念物・史跡まで様々なデータが登録されている。

<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>

#### ■ QGIS

オープンソースながら高機能な GIS。（右）  
台帳管理から高度な地域分析など様々なことが可能。

右図は、秩父市街地の地形を 3D 表現し、ハザードリスクと重ね合わせたもの。



### 3. 「第75回全国植樹祭」主会場：秩父ミューズパーク

#### (ア) 全国植樹祭とは

全国植樹祭とは、森林・みどりに対する国民的理解を深めるため、公益社団法人国土緑化推進機構と都道府県が共催する国土緑化運動の中心的行事です。

2025（令和7）年の春季に埼玉県で行われる第75回大会は、秩父ミューズパークが主会場として式典が行われることとなりました。天皇皇后両陛下のほか全国から多数の参加者が秩父を訪れる予定です。

緑化と森林資源の循環利用を推進し、豊かな緑を「持続可能な開発」（SDGs）に繋がる資源として次世代に引き継ぐ大会にするとともに、この全国植樹祭に参加される方を「おもてなしの心」でお迎えし、埼玉県・秩父地域の豊かな自然や歴史と文化を全国に向けて発信する機会にしたいと考えています。

#### (イ) 「第75回全国植樹祭」の基本理念

- 適切な森林の整備と森林資源の循環利用を推進し、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮することで、森林・水・木材と私たちの暮らしや産業との結び付きを深め大切にしていきます。
- 豊かな川で繋がる山村と都市が、協力して森林・みどりを共有の財産として守り育て、元気な姿で未来の子供たちへ繋いでいきます。

出典：「第75回全国植樹祭基本構想」（埼玉県）

#### (ウ) 開催にあたって

この「第75回全国植樹祭」の基本理念は、「みらいに繋ごうちちぶの歴史を伝える豊かな緑」という本市の緑の将来像に繋がるものです。私たちは、祖先から受け継いだ自然とみどりを、元気な姿で未来の子供たちへ繋いでいかなければなりません。

全国植樹祭の成功に向けて、開催市として主催者である埼玉県・国土緑化推進機構に積極的に協力して参ります。



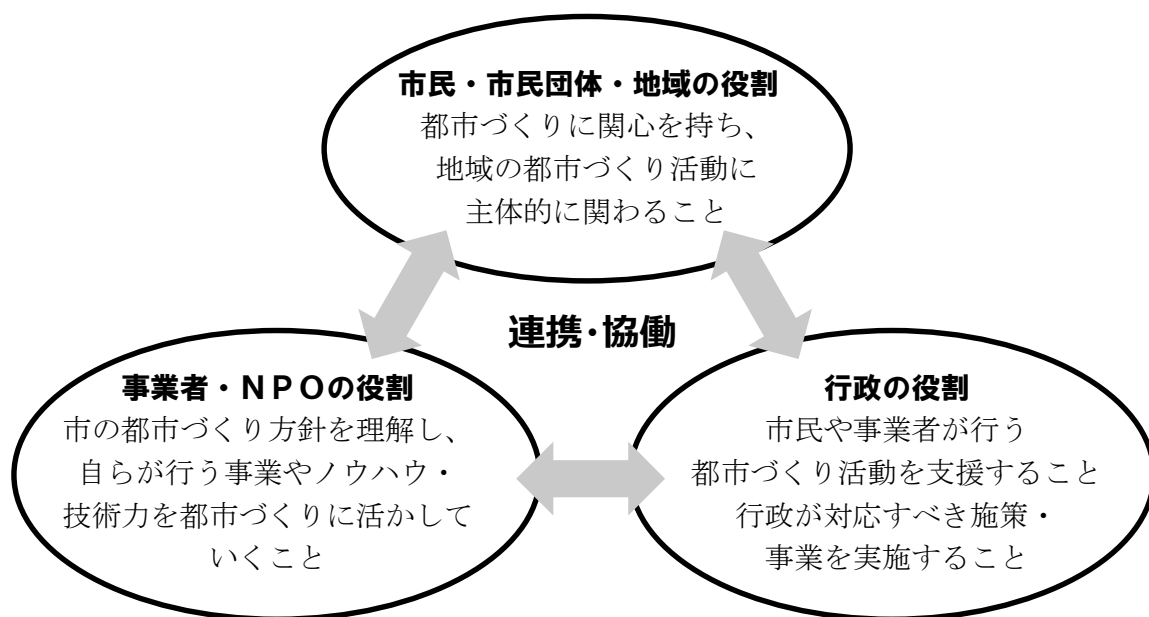
## 第5章 計画の推進方策

### 1. 計画の推進体制

#### (ア) 各主体の協働

本計画の推進には、行政だけでなく市民や地域、本市に関わる様々な事業者やNPO 団体など一体となって「自然」環境の保全・「みどり」の創出に取り組むことが重要です。

「秩父市まちづくり基本条例」に則り、市民や地域、事業者やNPO 団体、行政などのまちづくりに関わる各主体が、各々の役割を果たしながら連携と協働によるまちづくりに取り組んでいきます。



#### (イ) 行政の推進体制

本計画の実施にあたっては「秩父市景観審議会」を諮問機関とし、都市計画審議会にも報告しつつ、PDCA サイクルの検証は「都市計画マスタープラン・立地適正化計画」と同時に行います。

また、庁内関係部局や、国・県・定住自立圏構成市町、甲武信ユネスコエコパーク推進協議会・秩父まるとジオパーク推進協議会とも連携を強化します。

合わせて、環境関連データのオープン化を通じて関係機関の連携、データの相互活用に努めます。

## 2. 計画の進行管理

### (ア) PDCA サイクルによる進行管理

PDCA サイクルの検証にあたっては、秩父市総合振興計画やちちぶ環境基本計画等の改訂状況も踏まえつつ、秩父市都市計画マスタープラン・秩父市立地適正化計画と一体的に実施し、相互連携の強化とデータ収集の合理化を図ります。

また、計画の進行管理、政策立案においては、EBPM（Evidence-Based Policy Making、証拠に基づく政策立案の推進）に努めます。



## 第6章 資料集

### 1. 策定体制・経緯

#### (ア) 秩父市景観審議会

|              | 氏名     | 備考 |
|--------------|--------|----|
| 日本大学教授       | 大沢 昌玄  | 会長 |
| 埼玉建築士会秩父支部   | 坂本 勝   |    |
| 秩父県土整備事務所長   | 辻 幸二   |    |
| 秩父環境管理事務所長   | 池澤 裕和  |    |
| 秩父商工会議所      | 大島 隆芳  |    |
|              | 清野 和彦  |    |
| 秩父市議会議員      | 笠原 宏平  |    |
|              | 大久保 進  |    |
| FIND 秩父      | 島田 香名子 |    |
| 秩父市文化財保護審議委員 | 小幡 和子  |    |

#### (イ) 秩父市緑の基本計画策定委員会

副市長及び各部（局）長

#### (ウ) 策定経緯

|                              |           |                |
|------------------------------|-----------|----------------|
|                              | 9月22日     | 秩父市景観審議会（諮問）   |
| <b>2022年</b><br><b>（令和4）</b> | 10月17日    | 第1回緑の基本計画策定委員会 |
|                              | 12月19日    | 第2回緑の基本計画策定委員会 |
|                              | 12月21日    | 秩父市景観審議会       |
|                              | 1月23日     | 第3回緑の基本計画策定委員会 |
| <b>2023年</b><br><b>（令和5）</b> | 2月6日～3月7日 | パブリックコメント      |
|                              | 3月22日     | 秩父市景観審議会（答申）   |
|                              | 5月        | 公表             |



## 2. 参考資料

---

### (ア) <法令・運用指針>

- ① 都市緑地法運用指針
- ② 都市公園法運用指針
- ③ 都市計画法運用指針

### (イ) <通知>

- ① 墓地計画標準について（昭和 34 年 5 月 11 日建設事務次官通達）
- ② 児童遊園の設置運営について（平成 4 年 3 月 26 日厚生省児童家庭局育成課長通知）
- ③ 地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）（平成 22 年 4 月 1 日総税市第 16 号）
- ④ 公園施設として設置される児童館及び地縁団体の会館施設の取扱いについて（平成 29 年 3 月 31 日国都公景第 217 号）

### (ウ) <その他>

- ① 緑の基本計画ハンドブック（2021（令和 3）年改訂版）
- ② 生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き（国土交通省）  
<https://www.mlit.go.jp/common/001231886.pdf>
- ③ 防災系統緑地の計画手法に関する技術資料－都市の防災性向上に向けた緑の基本計画等の策定に係る解説書－  
<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryoku/tnn/tnn1036.htm>
- ④ 新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について（新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終報告書）（平成 28 年 5 月国土交通省 都市局 公園緑地・景観課）  
<https://www.mlit.go.jp/common/001152250.pdf>
- ⑤ 都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン（平成 30 年 8 月 10 日）
- ⑥ 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会（令和 4 年 10 月）  
[https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi\\_parkgreen\\_tk\\_000064.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000064.html)
- ⑦ 都市公園のトリセツ 著：平塚勇司

## (エ) 統計・GIS データ

### ① 地理院タイル

<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>

### ② 国土数値情報

<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>

### ③ 重ねるハザードマップ

<https://disaportal.gsi.go.jp/maps/>

### ④ 環境アセスメントデータベース (EADAS)

<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>

### ⑤ 環境省自然環境局生物多様性センター

<http://www.biodic.go.jp>

### ⑥ 地域経済分析システム (RESAS)

<https://resas.go.jp/>

### ⑦ 統計ダッシュボード

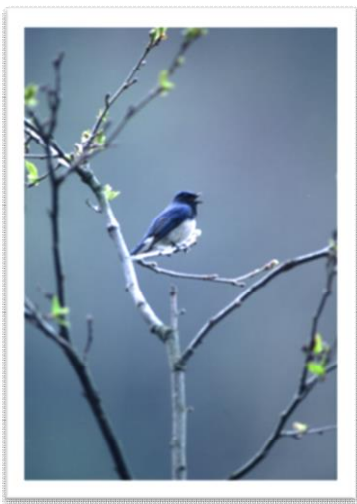
<https://dashboard.e-stat.go.jp/>

### ⑧ e-stat

<https://www.e-stat.go.jp/>

## 市の鳥・花・木

---



市の鳥

オオルリ



市の花

シバザクラ



市の木

カエデ



---

## 秩父市緑の基本計画

発行日 令和5年5月

発 行 秩父市

編 集 地域整備部都市計画課

〒368-8686 秩父市熊木町8番15号（歴史文化伝承館5階）

電話番号：0494-26-6867 FAX：0494-26-5967

---

